

福岡県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

令和7年11月

福岡県

目 次

はじめに	1
第1 基本的な事項	
1 過疎地域の現状と課題	2
(1) 過疎地域の現状	2
(2) 過疎対策事業に対する評価及び今後の課題	14
2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向	15
3 広域的な経済社会生活圏の整備に係る計画との関連	17
第2 分野別の方針・取組	
I 地域の未来を見据えた取組の推進	
1 次代を担う「人財」の育成	20
(1) 人材育成の方針	20
(2) 人材の確保・育成の促進	20
2 移住・定住・地域間交流の促進	22
(1) 移住・定住・地域間交流の促進の方針	22
(2) 移住・定住の促進	22
(3) 地域間交流の促進	23
3 選ばれる地域の実現	25
(1) 選ばれる地域の実現の方針	25
(2) 農山漁村の振興	25
(3) 地場産業等の振興	25
(4) 企業の誘致推進	26
4 地域における情報化	27
(1) 地域における情報化の方針	27
(2) 情報化の促進	27
5 再生可能エネルギーの利用の推進	28
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	28
(2) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	28
II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して 産み「育てる」ことができる地域づくり	
1 産業の振興	30
(1) 産業振興の方針	30
(2) 農林水産業の振興	30
(3) 地場産業等の振興	32
(4) 企業の誘致推進	33
(5) 創業の促進	34
(6) 商業の振興	34
(7) 観光の振興	34
2 医療の確保	36
(1) 医療の確保の方針	36
(2) 無医地区対策	36

3	集落の整備	37
	(1) 集落整備の方針	37
	(2) 集落整備の促進	37
4	地域文化の振興等	38
	(1) 地域文化の振興等の方針	38
	(2) 地域文化の振興等に係る施設相互の連携	38
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保	39
	(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保の方針	39
	(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	39
	(3) 子育て環境の確保を図るための対策	41
6	教育の振興	42
	(1) 教育の振興の方針	42
	(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	42
	(3) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会施設等の機能充実	43
Ⅲ	くらしと産業を支える社会基盤の整備	
1	交通施設の整備、交通手段の確保	44
	(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	44
	(2) 国道、県道及び市町村道の整備	44
	(3) 農道、林道、港湾及び離島航路の整備	44
	(4) 交通手段の確保対策	45
2	生活環境の整備	46
	(1) 生活環境の整備の方針	46
	(2) 水道、污水处理施設等の整備	46
	(3) 消防救急体制	47

第1 基本的な事項	
1 基本方針	48
2 計画の期間	48
3 基本目標	48
4 計画の達成状況の評価に関する事項	48
第2 施策一覧	
I 地域の未来を見据えた取組の推進	
1 次代を担う「人財」の育成	49
2 移住・定住・地域間交流の促進	49
3 選ばれる地域の実現	51
4 地域における情報化	52
5 再生可能エネルギーの利用の推進	53
II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり	
1 産業の振興	53
2 医療の確保	59
3 集落の整備	59
4 地域文化の振興等	60
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保	61
6 教育の振興	62
III 暮らしと産業を支える社会基盤の整備	
1 交通施設の整備、交通手段の確保	62
2 生活環境の整備	64
図1 福岡県内過疎地域市町村	66

はじめに

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山村漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的條件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、本県においても国の支援制度を活用しながら、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備など過疎地域の活性化対策を進めてきた。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が依然として継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、令和3年4月1日、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行された。

本方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本県の過疎市町村の持続的発展に向けた基本的な方向性を示すとともに、「福岡県過疎地域持続的発展計画」及び「過疎地域持続的発展市町村計画」の策定の際の指針として策定するものである。

なお、福岡県過疎地域持続的発展計画については、本方針の別紙として一体的に策定する。

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域の現状

① 過疎地域の分布

本県では、令和4年4月1日現在、60市町村のうち23市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定を受け、外1市が同法による経過措置の適用を受ける特定市町村である（表1）。

なお、令和4年4月1日追加公示により、みやこ町がみなし過疎（全域が過疎地域であるとみなす団体）から全部過疎（全域が過疎地域である団体）に、糸田町及び柳川市のうち旧柳川市の区域が新たに過疎地域となった。

特定市町村についても指定市町村と共通した課題を抱え、目指すべき方向も類似点が多いことから、経過措置の期間（令和3年度から令和8年度）は、可能な限り指定市町村と同様の取り扱いをするものとする。

表1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく県内の過疎関係市町村と特定市町村

過疎関係市町村（過疎市町村・過疎地域とみなされる市町村及び区域）（23市町村）	
市	飯塚市のうち旧筑穂町の区域（*1）、旧穎田町の区域（*1）
	田川市
	柳川市のうち旧大和町の区域（*1）、旧柳川市の区域（*5）
	八女市
	宗像市のうち旧大島村の区域（*1）
	うきは市のうち旧浮羽町の区域（*1）
	嘉麻市
	朝倉市のうち旧杷木町の区域（*1）、旧朝倉町の区域（*1）
	みやま市
遠賀郡	芦屋町
鞍手郡	小竹町 鞍手町
朝倉郡	東峰村
田川郡	香春町 添田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 糸田町（*4）
京都郡	みやこ町（*2）（*4）
築上郡	上毛町 築上町

特定市町村（1市）※令和8年度までの経過措置	
市	大牟田市（*3）

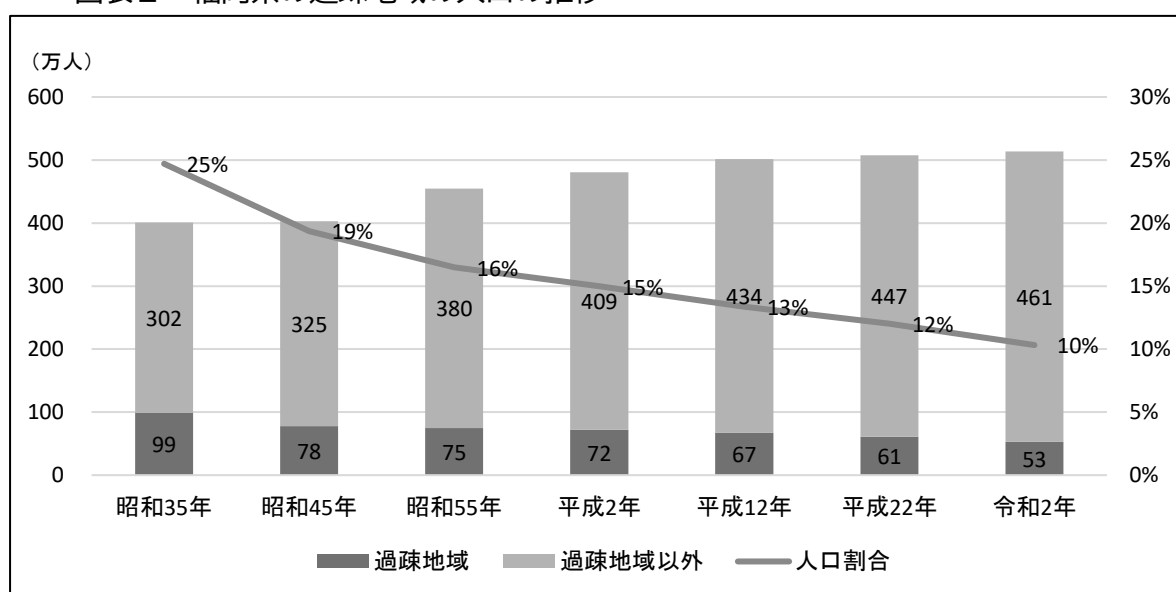
下記以外の市町村 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第10号

- * 1 旧筑穂町、旧穎田町、旧大和町、旧大島村、旧浮羽町、旧杷木町、旧朝倉町の区域
 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第11号
- * 2 みやこ町 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第12号
- * 3 大牟田市 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第13号
- * 4 糸田町、みやこ町
 …… 令和4年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第3号
- * 5 旧柳川市 …… 令和4年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第4号

② 県内の過疎地域の概要

- 昭和35年以降県全体の人口が一貫して増加しているのに対し、過疎地域においては依然として人口の減少が続いている（図表2）。

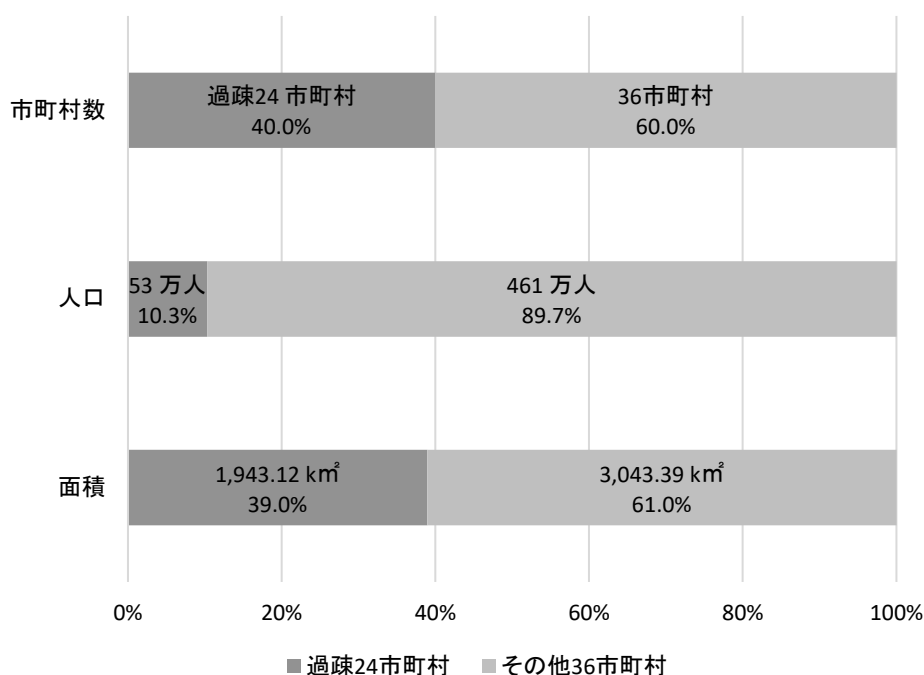
図表2 福岡県の過疎地域の人口の推移



(注) 昭和35年～令和2年国勢調査による。

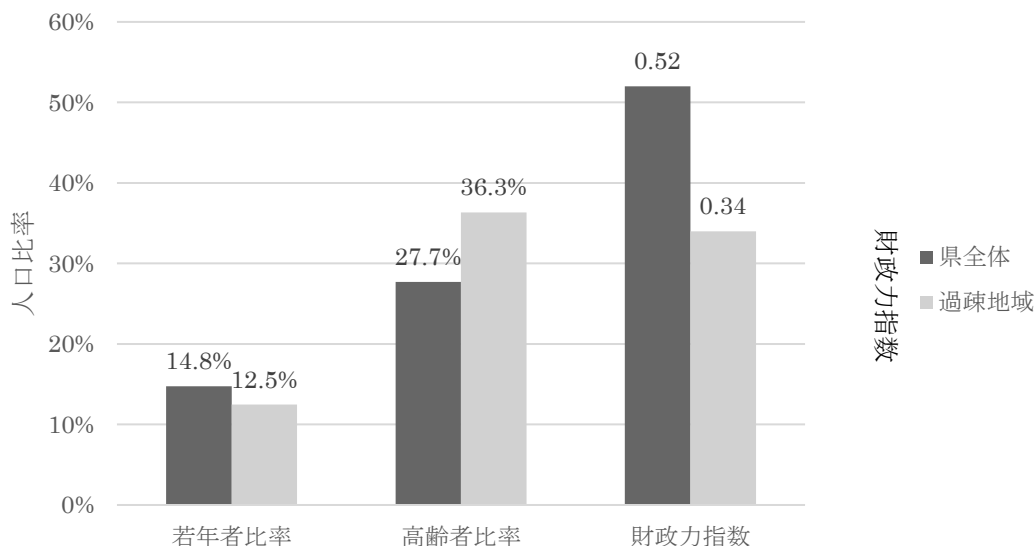
- 過疎関係市町村は23市町村、経過措置の適用を受ける市町村は1市であり、県全体市町村総数に占める割合は、40.0%である（図表3）。
- 過疎地域の人口は53万人であり、県全体の人口に占める割合は10.3%である（図表3）。
- 過疎地域の面積は1943.12km²であり、県全体の面積に占める割合は39.0%である（図表3）。
- 過疎地域は、県全体と比べ人口減少が著しいほか、若年者の割合が低く、高齢者の割合が高い。また、財政力が低いという特徴がある（図表4）。

図表3 過疎地域が全県に占める割合



- (注) 1 市町村数は令和8年4月1日現在。
 2 人口は、令和2年国勢調査による。
 3 面積は、令和2年全国都道府県市区町村別面積調による。

図表4 高齢者比率・若年者比率・財政力指数の過疎地域と県全体の比較



- (注) 1 若年者比率（総人口に占める15～29歳人口の比率）及び高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）は令和6年福岡県の人口と世帯年報により作成。
 2 財政力指数は令和5年度地方財政状況調査等による。なお、一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

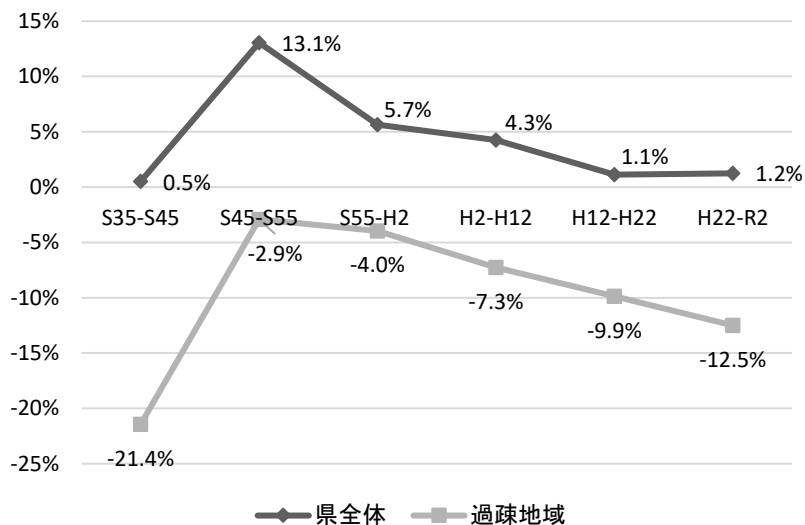
③ 過疎地域の人口の動向

(ア) 人口減少率の推移

過疎地域の人口減少率の推移を見ると、昭和35年～45年には21.4%と著しく高い状況にあったが、その後人口減少率は低下した。

しかし近年、少子高齢化が進み、自然減が拡大したことにより、減少率は拡大傾向にある（図表5、6）。

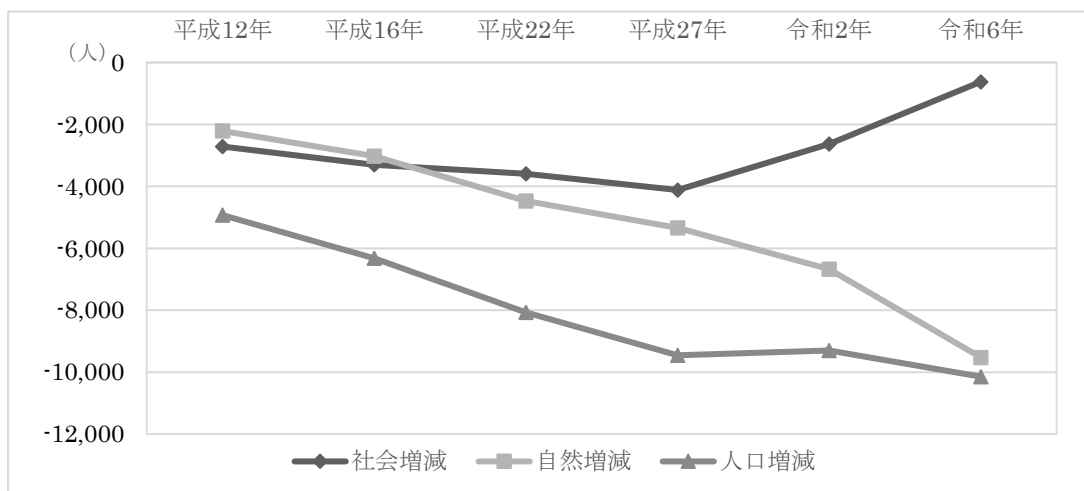
図表5 過疎地域の人口増減率の推移



(注) 1 国勢調査による。

2 昭和35年から令和2年までの10年ごとの人口の増減率

図表6 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移

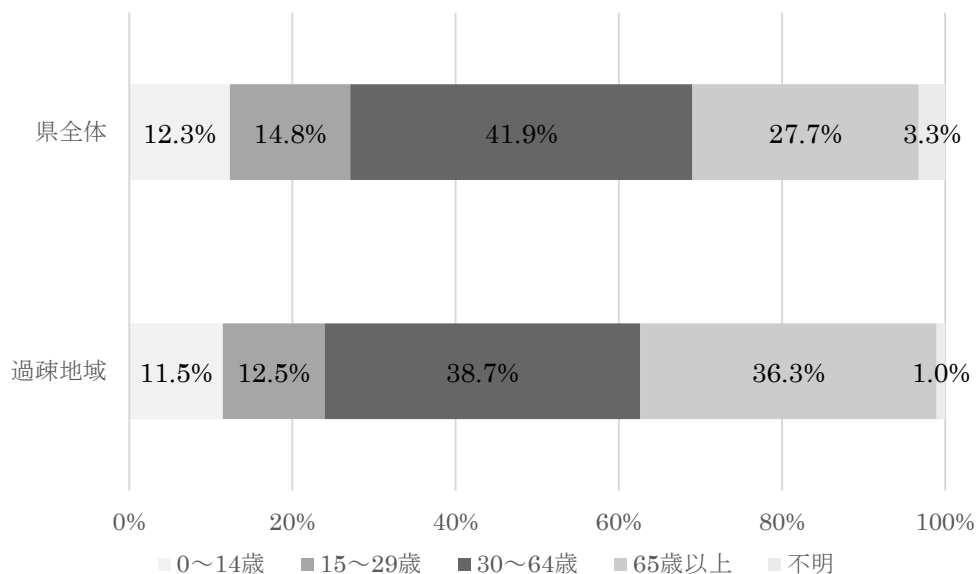


(注) 福岡県の人口と世帯年報により作成。平成22年以降は一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体のデータにより集計している。

(イ) 過疎地域の人口構成

過疎地域の年齢層別人口構成を県全体と比較すると、30～64歳の比率は県全体41.9%に対し38.7%と低く、65歳以上の高齢者比率は県全体27.7%に対し36.3%と高いという状況がみられる（図表7）。

図表7 過疎地域及び県の年齢階層別人口構成



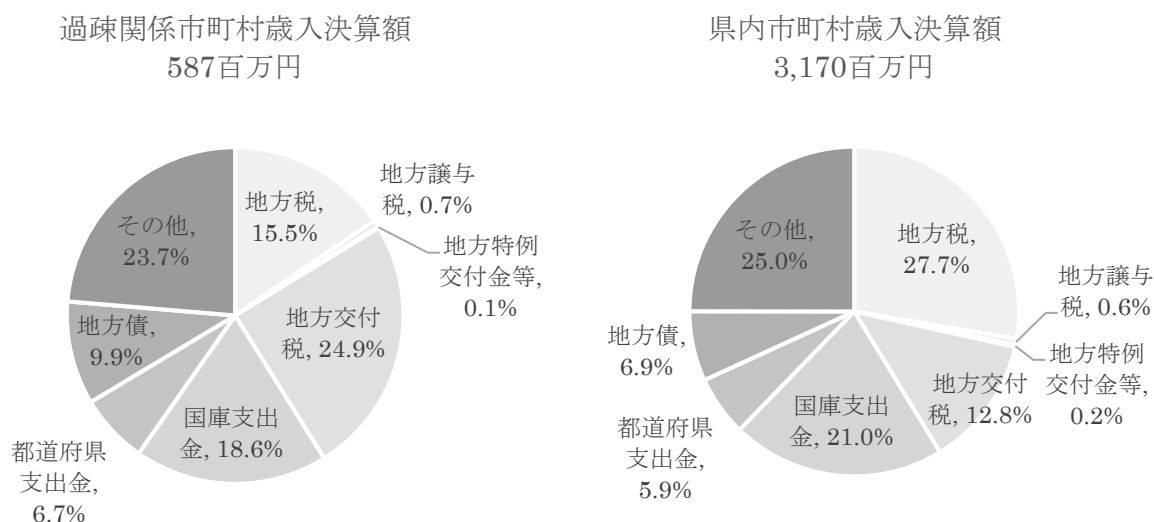
注) 令和6年福岡県の人口と世帯年報により作成。

④ 財政状況等

過疎地域の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は、県内市町村全体の27.7%に対し15.5%と低い状況にある（図表8）。

また、市町村の財政運営の自主性の度合いを示す財政力指数をみると、県内市町村の平均が0.52であるのに対し、過疎地域の平均は、0.34となっている（表9）。

図表8 市町村歳入決算の状況（1団体当たりの歳入決算）



（注） 総務省「令和5年度地方財政状況調査」による。

表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

（単位：団体）

区 分	令和5年度
	市 町 村
0.1未満	0
0.1以上0.2未満	3（12.5%）
0.2以上0.3未満	6（25.0%）
0.3以上0.42未満	8（33.3%）
0.42超	7（29.2%）
計	24
平均値 A	0.34
県平均値 B	0.52
B - A	0.18

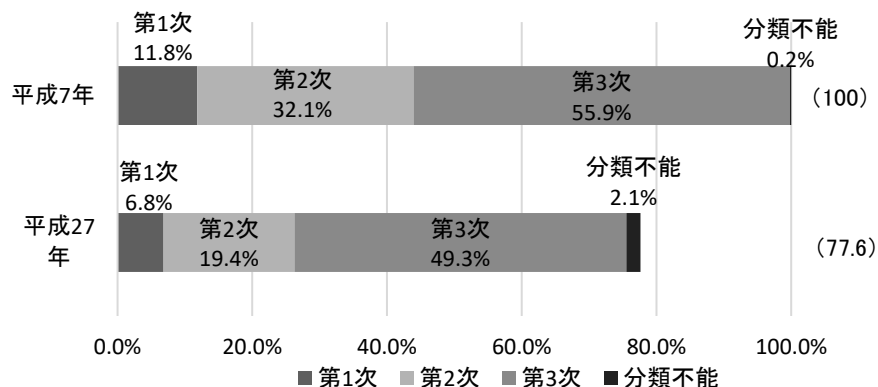
（注） 総務省「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧」による。

⑤ 産業及び雇用

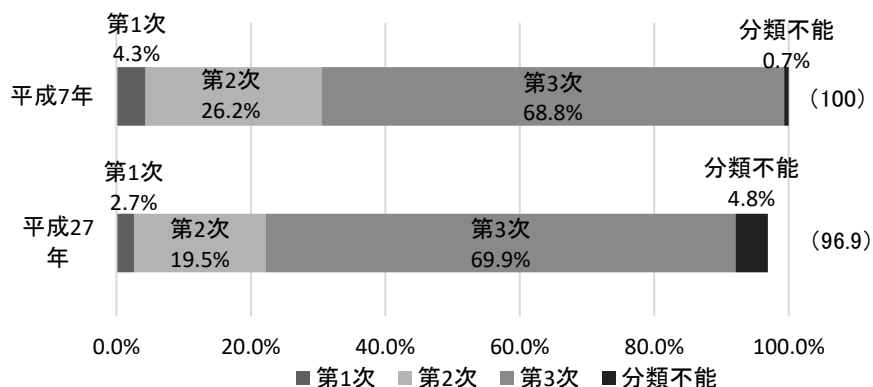
過疎地域の産業別就業人口割合をみると、県全体に比べ、第一次産業、第二次産業に従事している人の割合が高く、第三次産業に従事している人の割合が低い（図表10）。

図表10 産業別就業人口及び構成割合の変動状況

（過疎地域）



（県全体）



(注) 1 国勢調査による。()は平成7年の就業人口を100としたときの指数である。

2 分類不能は調査票の記載不備により産業の分類ができないものである。

本県の有効求人倍率は、平成22年度以降上昇傾向で推移してきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく低下した。

直近の令和6年度においては、各地域で改善しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある（表11）。

表11 地域別有効求人倍率の推移

	県全体	福岡地域	北九州地域	筑豊地域	筑後地域
平成12年度	0.47	0.53	0.47	0.33	0.43
平成17年度	0.79	0.87	0.82	0.58	0.63
平成22年度	0.50	0.48	0.58	0.48	0.45
平成27年度	1.16	1.29	1.10	0.85	1.05
令和2年度	1.06	1.08	1.00	1.04	1.09
令和6年度	1.18	1.20	1.06	1.20	1.26

（注）福岡労働局「雇用情勢」による。

本県には、164箇所の直売所があり、北九州市、福岡市の2政令市など、人口500万人の大消費地を背景に、年間約400億円の売上がある。そのうち、過疎市町村には58箇所、年間約1,102万人の来客と約178億円の売上があり、農林水産業をはじめとする地域産業の活性化の重要な機能を担っている（表12）。

表12 過疎市町村の直売所

区分	市町村数	箇所数	来客者数（万人）	販売額（百万円）
県合計	53	164	2,390	39,918
過疎市町村合計	22	58	1,102	17,778
福岡地域	1	3	206	2,548
北九州地域	3	7	165	2,292
筑豊地域	11	15	302	5,151
筑後地域	7	33	429	7,787

（注）1 福岡県調査による。

2 一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

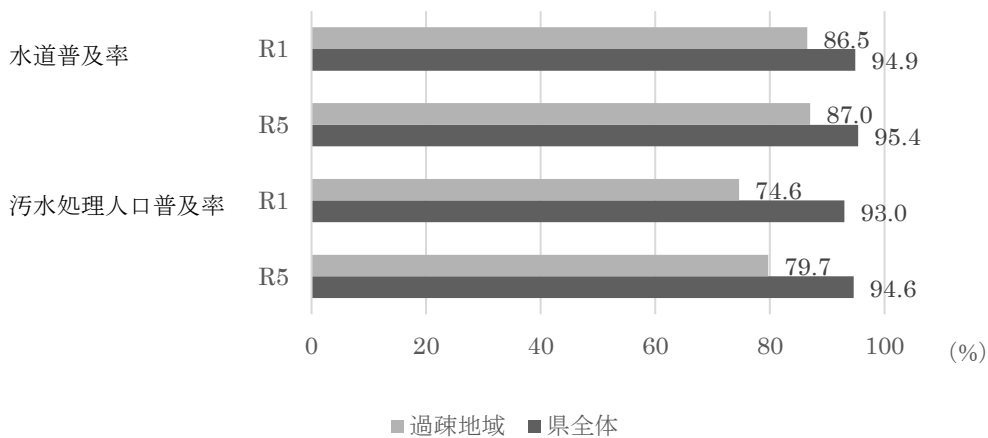
⑥ 生活環境等の整備状況

過疎地域における生活環境の整備状況を県全体と比較してみると、水道普及率については上昇しているものの、県全体との比較では未だ8.4ポイント近い開きがある。

汚水処理人口普及率については、県全体が94.6%に対して過疎地域79.7%となっており、県全体と比較して低い状況にある（図表13）。

市町村道の整備状況については、改良率、舗装率とも、県全体と比較してみると低い状況にある（表14）。

図表13 水道普及率及び汚水処理人口普及率



(注) 1 水道普及率については、「福岡県の水道」をもとに作成。汚水処理人口普及率については、「福岡県の下水道」をもとに作成。

2 一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体のデータにより集計している。

表14 市町村道の整備状況

年度	改良率 (%)		舗装率 (%)	
	県全体	過疎市町村(*)	県全体	過疎市町村(*)
H14	58.5	52.2	81.1	74.4
H19	61.8	56.4	83.7	76.3
H24	63.8	58.9	85.0	77.7
H29	64.9	59.4	86.5	80.0
R4	66.1	60.4	87.1	80.5

(注) 1 「福岡県統計年鑑」内の「道路現況」をもとに作成。

2 平成19年以降は一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体のデータにより集計している。

⑦ 交通の状況

コミュニティバス等の広域運行（市町村域を超える運行）の路線数は、県全体が39路線に対して、過疎市町村は17路線となっている（表15）。

表15 コミュニティバスの広域運行状況（令和6年3月現在）

	コミュニティバス等の広域運行（市町村域を超える運行）の路線数
過疎市町村	17路線
県全体	39路線

（注）福岡県調べ。一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

⑧ 福祉・医療の状況

本県の過疎地域においては、5市町村に14箇所の無医地区がある（表16）。

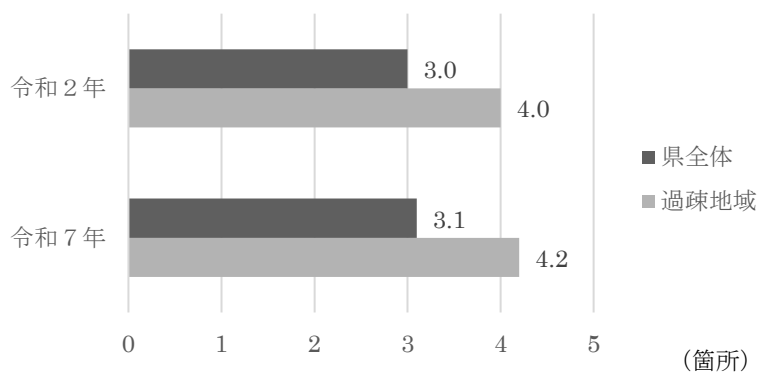
一方、過疎地域の65歳以上人口1万人当たりの特別養護老人ホームの施設数については、県全体の3.1に比べ、過疎地域では4.2と立地が多くなっている（図表17）。

表16 過疎地域における無医地区の状況

区 分	平成16年 12月	平成21年 10月	平成26年 10月	令和元年 10月	令和4年 10月
無医地区数	15	15	15	13	14
無医地区を有する市町村数	6	6	6	5	5

（注）厚生労働省「無医地区調査」による。

図表17 高齢者施設の整備状況（65歳以上人口1万人当たりの特別養護老人ホーム数）



（注）福岡県調べ

⑨ 教育の状況

過疎地域における1学校当たりの児童及び生徒数を県全体と比較すると、小学校では、児童数が県全体380人に対し過疎地域216人と約56.8%、中学校では、生徒数が県全体396人に対し過疎地域254人と約64.1%の水準であり、過疎地域においては小規模校が多い状況にある（表18）。

表18 義務教育の状況

項目	単位	平成27年度		令和2年度		令和6年度			
		過疎地域	県全体	過疎地域	県全体	過疎地域	県全体	県全体との比較	
小学校	学校数	校	208	756	185	729	173	715	24.2%
	児童数	人	43,180	274,921	41,452	280,977	37,400	271,649	13.8%
	1学校あたり児童数	人	208	364	224	385	216	380	56.8%
中学校	学校数	校	97	370	90	362	81	355	22.8%
	児童数	人	23,117	140,874	21,245	136,797	20,548	140,570	14.6%
	1学校あたり児童数	人	238	381	236	378	254	396	64.1%

(注) 学校基本調査による。一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

⑩ 集落の状況

少子高齢化が進行するなか、集落の維持・活性化が求められている。県内の住宅整備の状況については、過疎市町村が多い筑豊地域の空き家率は19.7%、筑後地域の空き家率は15.7%となっている（表19）。

表19 住宅総数に占める空き家の割合

区分	住宅総数（戸）	空き家数（戸）	空き家率（%）
福岡地域	1,428,750	124,470	8.7
北九州地域	663,280	105,120	15.8
筑豊地域	181,130	35,760	19.7
筑後地域	378,660	59,380	15.7
県合計	2,703,300	335,300	12.4

(注) 総務省「令和5年住宅・土地統計調査」による。

⑪ 再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー導入容量については、県全体が328万kwに対して、過疎市町村は136万kwとなっている（表20）。

表20 再生可能エネルギー導入容量（令和5年度末）

	再生可能エネルギー導入容量
過疎市町村	136万kw
県全体	328万kw

（注）1 資源エネルギー庁公表データ及び福岡県調査による。

2 一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

⑫ 過疎対策事業に係る実績等

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、過疎地域振興特別措置法（昭和55年施行）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年施行）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年施行）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年施行）と5回にわたる立法措置のもとに、総合的、計画的な過疎対策事業を推進してきており、令和5年度までの54年間の総投資額は2兆6千億円余となっている（表21）。

このうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における実績額（令和3年度～令和5年度）は、市町村と県全体で約2,752億円となっており、その内訳は、多い順から、教育の振興689億円（25.1%）、生活環境の整備541億円（19.7%）、交通手段の整備、確保504億円（18.3%）となっている（表22）。

表21 過疎対策事業実績の推移（百万円）

	過疎地域対策緊急措置法（S45～S54）	過疎地域振興特別措置法（S55～H元）	過疎地域活性化特別措置法（H2～H11）	過疎地域自立促進特別措置法（H12～R2）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3～R5）	合計
県計画実績	62,872	71,444	129,949	333,932	73,554	671,751
市町村計画実績	224,408	367,738	475,450	664,289	201,659	1,933,544
（過疎債充当額）	（20,759.5）	（37,903.1）	（53,471.7）	（183,787.6）	（83,409.7）	（379,331.7）
合計	287,280	439,182	605,399	998,221	275,213	2,605,295

表 2 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における事業実績

区 分	実績額（百万円） （R3～5）	実績構成比 （％）
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2,126	0.8
2 産業の振興	52,227	19.0
3 地域における情報化	846	0.3
4 交通手段の整備、確保	50,392	18.3
5 生活環境の整備	54,099	19.7
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32,494	11.8
7 医療の確保	10,138	3.7
8 教育の振興	68,944	25.1
9 集落の整備	987	0.4
10 地域文化の振興等	1,998	0.7
11 再生可能エネルギーの利用の推進	160	0.1
12 その他	800	0.3
合 計	275,213	100.0

（２）過疎対策事業に対する評価及び今後の課題

- 多岐にわたる過疎対策事業を活用し、道路や下水道など生活環境の整備に取り組んできた結果、生活環境の整備は着実に進んできたが、市町村道の改良率・舗装率や下水道の汚水処理人口普及率など、県全体と比較すると依然として低い整備状況にある。
- 全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本県過疎地域でも人口減少が進み、高齢化がさらに進んでいる。このため、集落の小規模化、高齢者の割合の高い集落の増加により、集落機能が低下し、生活の維持確保が困難となることが危惧される。

2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

本県過疎地域は、我が国の近代化を支えた旧産炭地域、国土の保全や水源の
かん養といった機能を担ってきた中山間地域、玄界灘の離島筑前大島という多
様な特性を持つ地域で構成される。

また、県内市町村数の3分の1を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふ
るさとであり、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林
による地球温暖化の防止などの多面的・公益的機能を担っている。

今後もその機能を維持していくことは、同時に、都市も含めた県民全体の安
心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を
充実・強化させることが必要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方移住への関心の増加、テ
レワークの普及等、人々の行動・意識の変化、働き方の変化がみられ、地方へ
の移住の機運が高まっているこの機会を捉え、地域間交流を促進し、交流人口
や関係人口の拡大を図ることが重要である。

以上のような状況を踏まえ、福岡県においては、次の基本的な方向のもと、
過疎対策を進めていく。

I 地域の未来を見据えた取組の推進

将来にわたって持続可能な地域社会を実現するために、豊かな自然や農
林水産物、伝統文化などの地域資源を活かした産業の振興や再生可能エネル
ギーの利用促進を図るとともに、デジタル技術の活用を加速させ、過疎地域
が有する生活面や産業面での地理的不利性、時間的・距離的制約を克服し、
選ばれる地域の実現を目指す。

また、多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるよう人材の確
保・育成を進める。

- 専門人材の派遣等により、地域全体で次代を担う人材育成に取り組む
体制づくりを進める。
- 地方への移住の機運が高まっているこの機会を捉え、過疎地域へ人と
企業の流れを呼び込むため、移住・定住施策を促進する。
- 過疎地域の豊かな自然や伝統文化を活かした都市と農山漁村の交流に
より、交流人口や関係人口の拡大を図る。
- 地域の農林水産物を活用した6次化商品等の特産品の開発、地域に応

じた企業誘致や創業の支援を推進する。

- 産業、観光、農林水産業などのあらゆる分野においてデジタル技術の活用を加速させ、新たな過疎対策を行っていく。
- 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で働き、長く元気に暮らしていけるよう、働く場を確保し、就業機会の創出を図るとともに、医療・福祉サービス、子育て支援、教育等の充実により、安全・安心な暮らしを確保し、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを進めていく。

- 過疎地域の特性を活かした農林水産業の振興や地場産業の振興等により、地域の自立を支える雇用の確保を図る。
- 急速な少子高齢化に対応するため、子育て支援、医療・福祉等のサービスの充実を図る。
- 集落の維持・活性化に向けた取組を促進する。
- 地域資源などの魅力を活用した地域活性化の取組を進める。

Ⅲ 暮らしと産業を支える社会基盤の整備

安全で暮らしやすい生活環境を整備するため、道路、污水处理施設などの生活基盤について、広域的、効率的な整備と配置に配慮した、緊急度、重要度に応じた段階的な整備を推進する。

また、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

- 道路や水道、污水处理施設等の生活基盤の整備を促進する。
- 路線バス維持による生活交通の確保等に取り組む。
- 消防救急体制の強化を図る。

3 広域的な経済社会生活圏の整備に係る計画との関連

過疎地域の住民の生活の質的向上と地域の自立を促進していくためには、経済の活性化、雇用の創出、医療の確保、福祉の充実、教育の向上、文化活動の活発化といった多様な分野にわたる施策を総合的に進め、それぞれの機能を高い水準で充足していく必要がある。しかし、こうした多様な機能を単独の市町村ですべて充足することは困難であり、市町村が広域的に連携し、相互に補完しあうネットワークという考え方にたって、地域振興に取り組む必要がある。

本県では、通勤・通学等の人口動態、地理的状况、歴史的経緯等を総合的に勘案の上、15の広域地域振興圏域を設定し、それぞれの地域資源、地域特性を生かした事業を実施している。また、平成29年7月九州北部豪雨により被災した日田彦山線沿線の東峰村及び添田町の地域振興を長期的、安定的に推進するため「日田彦山線沿線地域振興基金」を設置し、関係市町や大分県と連携して、「日田彦山線沿線地域振興計画」に基づいた沿線の地域振興に取り組んでいる。さらに、県全体と比べて、人口減少や経済活動の縮小が著しい県境地域（豊築地域・有明地域）の振興を目的に、福岡県としての取組の方向性を取りまとめた「県境地域振興ビジョン」を策定し、対象地域の市町や大分県、熊本県と連携した施策に取り組んでいる。過疎地域の振興に際しても、こうした広域的な連携を進めていく（表23）。

加えて、定住自立圏構想に基づき策定された「八女市定住自立圏共生ビジョン」、「田川広域定住自立圏共生ビジョン」、「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」、「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」、「九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョン」による広域連携を促進し、過疎地域の活性化を図っていく（表24）。

表23 県境地域振興ビジョンの内容

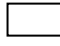
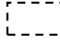
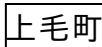
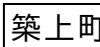
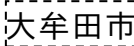
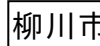
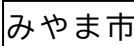
地域名	関係市町  は過疎市町村  は特定市町村	県の取組の方向性
豊築地域	豊前市、吉富町、  上毛町、  築上町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の振興 ・ 安全・安心なまちづくり ・ 人材の育成
有明地域	 大牟田市、  柳川市、  みやま市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の振興 ・ 安全・安心なまちづくり ・ 人材の育成

表2-4 福岡県内の定住自立圏の状況（過疎地域関係）

圏域	中心市宣言、協定締結、共生ビジョン等の状況	関係団体 (太字は中心市、) □ は過疎市町村 □□ は特定市町村	予定される主な取組 (共生ビジョン又は総務省HPより)
八女市定住自立圏	H21.4.24 宣言 H21.12.25 協定 H22.12 ビジョン策定 H27.3 第2次ビジョン策定 R2.3 第3次ビジョン策定 R7.3 第4次ビジョン策定	八女市	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化
有明圏域定住自立圏	H21.8.28 宣言 H21.10.8 協定 H23.3.31 ビジョン策定 H25.10.1 ビジョン改訂(圏域拡大) H28.3.31 第2次ビジョン策定 R3.3.31 第3次ビジョン策定	大牟田市 、 柳川市 、 みやま市 荒尾市、南関町、 長洲町(熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化
田川広域定住自立圏	H28.9.23 宣言 H29.1.11 協定 H29.10.27 ビジョン策定 H29.11.24 ビジョン変更(追加) R4.3 第2期ビジョン策定	田川市 、 香春町 、 添田町 、 糸田町 、 川崎町 、 大任町 、 赤村 、 福智町	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化

圏域	中心市宣言、協定締結、共生ビジョン等の状況	関係団体 (太字は中心市、) □ は過疎市町村 □ は特定市町村	予定される主な取組 (共生ビジョン又は総務省HPより)
嘉飯圏域定住自立圏	H29.12.22 宣言 H30.3.26 協定 H30.8.30 ビジョン策定 R5.3 第2次ビジョン策定	飯塚市 、 嘉麻市 、 桂川町	・生活機能の強化 ・結びつきやネットワークの強化 ・圏域マネジメント能力の強化
九州周防灘地域定住自立圏	H21.4.30 宣言 H21.11.2 協定 H22.3 ビジョン策定 H27.3 第2期ビジョン策定 R2.1.17 協定 R2.3 第3期ビジョン策定 R7.3 第4期ビジョン策定	中津市 (大分県)、 宇佐市(大分県)、 豊後高田市(大分県)、 豊前市、吉富町、 上毛町 、 築上町	・生活機能の強化 ・結びつきやネットワークの強化 ・圏域マネジメント能力の強化

SDGs について

本県では、SDGs（持続的可能な開発目標）の推進を図っているところです。

本方針に基づく取組は、SDGs の目標 11「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」や目標 8「働きがいも経済成長も」、目標 3「すべての人に健康と福祉を」などの実現に資するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2 分野別の方針・取組

I 地域の未来を見据えた取組の推進

1 次代を担う「人財」の育成



(1) 人材育成の方針

人口減少が進むことにより、地域社会の活力低下が懸念されるなか、過疎地域の振興を図るためには、人材を確保・育成し、地域の活力を向上させていくことが不可欠である。

過疎対策において、産業振興や条件不利性の克服などの様々な取組に際し、地域住民や関係人口の参画を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を育成することが重要である。

(2) 人材の確保・育成の促進

人材を確保し、地域にいる人を育てて地域の活力を向上させるために、地域全体で人材育成に取り組む体制づくりを進めていく。具体的な例は次のとおりである。

① 地域における創業の支援

地域資源の活用や地域の課題解決をテーマとしたビジネスプランコンテスト等の開催を通じて、革新的なビジネスアイデアを有する創業希望者を県内外から呼び込む。そして、地域中小企業支援協議会を中心に地域ぐるみの創業支援を行い、県内への移住及び創業を促進し、地域における人材の確保を図る。

② 地域を支える人づくり

地域における広域性と多様性を活かし、次代を担う子どもたちのリーダーシップや生きる力、郷土に対する誇りを育むとともに、将来、地域の活性化を担う人材育成に取り組む。

また、観光まちづくりを牽引する地域の観光人材や、各地域の住民が主体となってその地域の観光名所などの解説・案内を行う観光ボランティアガイドや観光案内所のスタッフなどの人材を育成し、その活動を支援していく取組を進めていく。

さらに、地域おこし協力隊の任期終了後の定住支援に取り組むことにより、

地域を担う人材の確保を図る。

③ 専門人材の活用

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を活用し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

また、民間企業の知見、ノウハウを活かす「地域活性化起業人」制度の活用を促進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進



(1) 移住・定住・地域間交流の促進の方針

本県では、県内への人の流れをつくり、定住人口の増加による地域社会の活性化を図るため、企業誘致や創業支援のほか、農林水産業など地域での基幹となる産業の振興により働く場を確保するとともに、しごと、住環境、子育て支援等の福岡県の魅力を発信し、首都圏等からの移住・定住を促進することとしており、過疎地域においても、これらの取組との連携を図っていく。

また、若者をはじめ地域住民の地元定着を図るため、地域の住宅や子育て等の支援に関する情報発信、県内就職の促進の取組を進める。

さらに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口を生み出し、地方と都市のつながりを強化することで多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるようにする。

(2) 移住・定住の促進

① 移住相談体制や情報発信の充実

首都圏などから過疎地域への移住・定住を促進するため、市町村と連携し、移住希望者のニーズにきめ細かに対応する移住相談体制を構築するほか、福岡県の移住・定住ポータルサイトの運用、ガイドブックの発行等により、地域の魅力や住みやすさ、住宅や子育て、雇用の確保、市町村の各種支援制度などの情報を総合的に発信する。

② 関係人口の創出・拡大

地場産業などへの就業と居住、交流体験が一体となった特色あるプログラム「くらしごと体験」や、空き家を活用した二地域居住の推進などにより、関係人口の創出・拡大にかかる施策等を総合的に展開し、移住を促進する。

③ 県内就職の促進

UIターン就職促進協定締結大学とも連携し、県内企業の魅力発信や個別就職相談などを実施し、首都圏等からの県内就職の促進を図る。

また、地元企業の魅力を県内の高校生、大学生に紹介し、理解を深めることで企業規模や知名度に捉われない職業選択を促進し、地元定着を図る。

④ 地域おこし協力隊の定住促進

地域外から住民を受け入れるための市町村の環境整備に対する支援を行うほか、観光振興や6次産業化商品の開発など地域の担い手として活動している地域おこし協力隊について、起業・就業支援を実施し、移住者の定住促進を図る。

⑤ 空き家を活用した移住推進

「福岡県版空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」の運用により、市町村による空き家の掘り起こしを支援し、市場へ流通させるとともに、空き家の活用に関する情報を発信するほか、空き家を購入し移住する若年世帯・子育て世帯を対象に、空き家購入後のリノベーションに係る費用を支援することで、空き家を活用した移住を推進する。

⑥ 中山間地域の受入環境の整備

首都圏などから過疎地域への移住・定住を促進するため、市町村と連携し、移住希望者のニーズにきめ細かに対応する移住相談体制を構築するほか、福岡県の移住・定住ポータルサイトの運用、ガイドブックの発行等により、地域の魅力や住みやすさ、住宅や子育て、雇用の確保、市町村の各種支援制度などの情報を総合的に発信する。（再掲）

地域外から住民を受け入れるための市町村の環境整備に対する支援を行うほか、観光振興や6次産業化商品の開発など地域の担い手として活動している地域おこし協力隊について、起業・就業支援を実施し、移住者の定住促進を図る。（再掲）

（3）地域間交流の促進

過疎地域には、豊かな自然や伝統文化に加え、都市的な生活では見失われがちな「人と人とがつながる共同体を重視した暮らし方」「自然と折り合い、自然とともに暮らす生活と技術」が伝承されており、特に若年層の間で農山漁村の生活に魅力を感じている人が増えている。

このため、豊かな自然、文化、歴史遺産等の地域資源を活用した観光振興、新鮮な農産物や伝統工芸品を活用した特産品の開発・販売を積極的に推進し、グリーンツーリズムを進めるとともに、スポーツイベントやスポーツ体験、スポーツツーリズムなどスポーツを通じた交流を促進する。

また、都市住民に農山漁村の魅力を浸透させ、農山漁村の住民に他の地域

の住民を受け入れる都市と農山漁村との日常的な交流を進めるとともに、出会い・結婚応援のための多様な出会いの場の提供を行い、地域間交流を促進していく。

3 選ばれる地域の実現



(1) 選ばれる地域の実現の方針

過疎地域の活性化を図るための基礎的條件である産業の振興については、安定した雇用と所得の確保が地域の自立促進を図る上で最も重要であり、最優先の課題として、地域の特性に応じて重点的に取り組んでいく。

農林水産業においては、国内外の需要の変化、担い手の減少など情勢の変化を踏まえ、稼げる、魅力ある産業とするため足腰の強い農林漁業経営の確立や農山漁村の活性化などを図る。

都市部との幹線道路網や高速情報通信網、産業団地の整備、水資源開発等を進めることにより、企業の誘致と地場産業の高度化を図り、厚みのある産業構造の形成を目指していく。

(2) 農山漁村の振興

過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、高品質な農林水産物の安定生産による供給力の向上と生産コストの低減を図るとともに、地域の農林水産物を活用した6次化商品の開発などにより収益性向上を図る。

また、過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくためには、農地・農業用道水路等の適切な保全管理や農村環境の保全等に向けた取組に加え、都市部との時間的距離が近い立地条件を活かし、農山村地域と都市の企業などの共助活動や、各地域が持つ資源や食文化などを活かした体験や交流イベントの取組を推進する。

(3) 地場産業等の振興

県内では、古くから育まれた伝統工芸産業が盛んであり、過疎地域には、国指定の伝統的工芸品である小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯、県指定の特産民芸品である英彦山がらがら、きじ車など工芸品や民芸品が数多くある。これら多様な伝統工芸産業を振興するため、後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、県内各地には魅力ある農林水産物や物産品等の地域資源が豊富に存在する。これらを活かし、異業種連携や農商工連携による新たな地域特産品の開発を推進する。併せて、山村地域特有の伝統文化を活かした農林水産まつり、地域の物産フェア等のイベントを実施し、積極的に都市との交流を促進することで、地域特産品の販路を拡大する。さらに地場産業を活かした観

光客誘致に取り組む。

筑豊地域には、自動車組立メーカーを中心に自動車産業が集積し、地場企業に活力を与えている。

今後さらに、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進する。また、福岡ソフトウェアセンターによる情報処理従事者の研修、中小企業大学校直方校による経営者やその後継者等への研修など人材育成を推進するとともに、飯塚研究開発センターによる各種研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域においては、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担い地域経済を支える中小・小規模企業者が行う設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による診断・助言を行うほか、制度融資による長期・低利の融資等の支援を行う。

また、県内の中小企業が直面する人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業DX推進センターによる業務プロセスの改善・変革やビジネスモデルの変革に向けた取組への支援により、中小企業の収益力向上を促進する。

(4) 企業の誘致推進

旧産炭地域の過疎地域では、昭和30年代のエネルギー革命により壊滅的な打撃を受け、地域社会そのものが崩壊の危機にさらされた。このため県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構や市町村と協力し、石炭産業に代わる産業の導入を目指し、企業立地の受け皿となる産業団地の整備と企業誘致活動を積極的に行ってきた。今後も、産業団地の選定や公的施設の活用を市町村と連携して行うことで、新たな産業の誘致・集積を推進する。

一方、他の地域に比べて企業立地条件に恵まれない山村の過疎地域では、農林業と産業の均衡ある発展で地域住民の所得の向上を図る必要がある。このため、農村地域への産業の導入促進に係る制度を活用し、産業団地の整備を進めるとともに、環境保全に留意しつつ、地域の特性に応じた企業誘致を推進し、新たな雇用の場を創出する。

4 地域における情報化



(1) 地域における情報化の方針

デジタル技術は、今や電気、水道、ガスと同様、不可欠な生活インフラであり、過疎地域が有する、生活面や産業面での地理的不利性、時間的・距離的制約を克服するための極めて重要なツールであり、産業、観光、農林水産業などのあらゆる分野において積極的な活用が期待される。

デジタル技術の発展に対応するため、情報通信インフラ整備のさらなる促進や、過疎地域におけるデジタル技術の利活用、デジタル人材の確保・育成を促進する。

また、過疎地域においてデジタル技術の活用を加速させ、新たな過疎対策を行うことで、多様な人材を取り込み、地域全体で、持続可能な社会の形成及び地域活力の向上を目指す。

(2) 情報化の促進

生活環境の利便性の向上や地域活性化の観点から、地理的・時間的な制約のないデジタル技術の利活用は有効である。

そのため、光ファイバーや5G等の情報通信インフラについては、主に民間事業者の活力を生かして整備を促進する。

効率的かつ円滑に質の高い行政サービスが提供できる社会を実現するため、行政のデジタル化を推進する。

地域の基幹産業である農林水産業においては、スマート技術を活用し、高品質な農林水産物の安定生産を進め、稼げる・魅力ある農林水産業を目指す。

また、働く場の創出については、二地域居住など、地方にしながら都市部の企業の仕事を行うような新たな働き方の導入が進んでいることから、情報通信基盤やサテライトオフィスの整備など過疎地域であっても働きやすい環境を整備することで、地方への新たな人の流れを創出する。

5 再生可能エネルギーの利用の推進



(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）は、太陽光や風力、その他非化石エネルギーのうち、永続的に利用することができるエネルギーとされており、二酸化炭素を排出しない環境に優しいエネルギーである。

また、これまでの大規模集中型の発電方法と異なり、地域でエネルギーを作り地域で消費する、エネルギーの地産地消が可能なエネルギー源としても注目されている。

令和2年10月、国が表明した2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現には、省エネの推進や水素エネルギーの利活用拡大に加え、二酸化炭素を排出しない再エネの導入拡大が不可欠である。

本県では、積極的に再エネの導入拡大に取り組んでおり、これまでの導入量は、平成22年度の30万kwから令和5年度末には、10倍以上となる328万kwまで拡大した。

過疎地域については、地域に存在する未利用資源などを有効活用することで、再エネの更なる利用促進が期待でき、分散型エネルギーである再エネの導入は、災害時の緊急電源の確保など、災害に強い地域づくり（地域強靱化）にも資する取組である。

さらに、地域外から購入していた電気を地域内で調達することで、財の域外流失を抑えるとともに、FIT（固定価格買取制度）売電による収入を得ることができれば、地域経済への好循環が期待できる。

過疎地域における再エネの利用促進は、安全・安心で魅力的な地域づくりにも資する取組であり、地域の実情に応じて、今後も更なる利用促進を図る。

(2) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

過疎地域は、森林資源等のバイオマスや水、土地などの資源が豊富に存在し、再エネ利用の面で高いポテンシャルを有していると言える。

以下は、活用が考えられる地域資源の例である。

① 太陽光発電

遊休地や荒廃農地、共同利用施設の屋上などを活用した発電設備の設置や農地に支柱を立て、その上部に太陽光パネルを設置するソーラーシェアリングなど。

② バイオマス発電

木質チップを燃料とするバイオマス発電や木質チップ製造施設等の整備、木質バイオマスボイラーの導入、家畜糞尿、食品廃棄物等によるバイオガス発電など。

③ 中小水力発電

農業用ダムや用水路、小規模河川に設置する水力発電。

④ 風力発電

四方を海に囲まれたわが国は、海域における洋上風力発電開発のポテンシャルが高く、国も法整備により洋上風力発電を推進。

これらの地域資源等を活用して再生可能エネルギーの利用拡大を目指す地域の取組を推進する。

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

1 産業の振興



(1) 産業振興の方針（再掲含む）

過疎地域の活性化を図るための基礎的条件である産業の振興については、安定した雇用と所得の確保が地域の自立促進を図る上で最も重要であり、最優先の課題として、地域の特性に応じて重点的に取り組んでいく。

農林水産業においては、国内外の需要の変化、経済のグローバル化、担い手の減少、自然災害の頻発など情勢の変化を踏まえ、稼げる、魅力ある産業とするため収益性の高い農林漁業経営の確立や農山漁村の活性化などを図る。

また、県民の健康で、安心・安全な生活の実現と農林水産業の発展のため、保健医療介護や商工、農林水産、教育など様々な分野の関係団体が一体となり、ワンヘルスの基本理念のもと、食育や地産地消を県民運動として展開していく。

都市部との幹線道路網や高速情報通信網、産業団地の整備、水資源開発等を進めることにより、企業の誘致と地場産業の高度化を図り、厚みのある産業構造の形成を目指していく。

さらに、高速情報通信ネットワークの活用により、企業活動の距離的・時間的な制約を是正し、産業の育成・振興を図る。過疎地域における就業機会の創出に向け、情報通信技術を活用したテレワークの推進を図る。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業及び農山漁村の持続的な発展が図られるよう、「福岡の食」の販売・消費の促進、輸出拡大、担い手の育成、農林漁業の応援団づくりなどの取組を農業・林業・水産業で一体的に推進していく。

収益性が高く、足腰の強い農林漁業経営の確立、安全で安心な農林水産物の生産性の向上、食及び木材利用の重要性に対する県民の理解と主体的な行動の促進及び農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持増進等を図るため、ブランド化や6次産業化、輸出の拡大等、地域経済の活性化につながる各種施策を積極的に推進する。

① 農業の振興（再掲含む）

過疎地域の農業の振興を図るため、優良農地の確保とその有効利用を促進し、意欲ある多様な担い手へ農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進する。併せて、ほ場整備や農業用道水路等の農業生産基盤の整備・更新を行うことにより、農業生産性の向上を図る。

また、県産農産物の競争力強化に向け、品種開発の加速化、品質保持・安定生産による供給力の向上、対象を明確化した認知度向上対策などのブランド戦略の展開、輸出の促進により、販路拡大を図る。

同時に、農業者の減少や高齢化に対応するため、新規就農者の育成・確保、女性農業者の経営参画の促進を図る。さらに、経営の安定を図るため、水田農業では個別大規模農家や法人化した集落営農組織といった永続性のある担い手の育成・確保、園芸農業では雇用型経営の導入を促進する。

畜産については、収益性向上を図り、競争力を強化するため、生産コストの低減やブランド化を推進するとともに、家畜伝染病の防疫対策を徹底し、安全で高品質な畜産物の供給を図る。

過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくためには、農地・農業用道水路等の適切な保全管理や農村環境の保全等に向けた取組に加え、都市部との時間的距離が近い立地条件を活かし、農山村地域と都市の企業などの共助活動や、各地域が持つ資源や食文化などを活かした体験や交流イベントの取組を推進する。

鳥獣被害が発生している地域では、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組、侵入防止柵の整備や捕獲機材の導入などの被害防止対策を推進する。

中間・山間地域では、平地に比べ耕地面積が狭く、急傾斜地が多いなどの土地条件面だけでなく、経済的・社会的条件でも不利な点が多い。一方、棚田を活用した良好な景観保全による観光交流や、地域の特長を生かした多種多様な農業の展開が可能である。

このため、土地条件や気象条件を生かした茶、果樹、野菜、花き・花木等の生産振興を図る。

② 林業の振興

林業は、木材等の林産物を生産するとともに、その活動を通じ、森林の持つ公益的機能の発揮や、山村地域における雇用の場として期待されている。

戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えている現在、豊富な森林資

源を有効活用することが重要な課題となっていることから、林業経営が成り立つ人工林においては、主伐による原木の供給拡大を推進するとともに、主伐後の着実な再造林を図る。また、需要拡大を図るため、建築物の木造・木質化や輸出を推進する。さらに、原木生産の効率化や造林・育林の低コスト化、木質バイオマスとしての利用を促進するとともに、しいたけ、たけのこ等の特用林産物の生産関連施設の整備を促進する。

一方、林業従事者が減少・高齢化していることから、林業経営体を支える新規就業者の確保、林業作業士や森林施業プランナー等効率的な林業経営の推進に必要な技術・知識を持った人材を育成する。

森林は、県土の45%を占め、水源のかん養や土砂災害の防止などの公益的機能を有しており、「県民共有の財産」として、守り育て、次世代へ引き継いでいく必要がある。

このため、森林の整備・保全を通じ、災害に強い森林づくりを推進するとともに、林業経営が困難な人工林においては、福岡県森林環境税による荒廃森林の未然防止のための強度間伐、県民参加の森林（もり）づくりなどの取組により、健全で活力ある森林を造成する。

③ 水産業の振興

漁業経営の収益性の向上を図るため、漁港・漁場などの生産基盤の整備、種苗放流、資源管理及び漁場の環境保全による水産資源の維持・増大、ノリ・カキ等の養殖業の安定化を実施していく。

また、低コスト化、省力化等のための共同利用施設や安全安心な水産物を出荷するための流通関係施設の整備を促進する。

さらに、漁業経営の改善や漁獲物の鮮度保持の徹底を図るとともに、県産水産物の認知度向上や漁業者による直接販売の推進等により、漁業者の所得向上に努める。

併せて、漁協の指導力・販売力を強化するとともに、漁業者の経営力を強化し、若者の漁業への参入・定着を促進する。

(3) 地場産業等の振興（再掲）

県内では、古くから育まれた伝統工芸産業が盛んであり、過疎地域には、国指定の伝統的工芸品である小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯、県指定の特産民工芸品である英彦山がらがら、きじ車など工芸品や民芸品が数多くある。これら多様な伝統工芸産業を振興するため、後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、県内各地には魅力ある農林水産物や物産品等の地域資源が豊富に存在する。これらを活かし、異業種連携や農商工連携による新たな地域特産品の開発を推進する。併せて、山村地域特有の伝統文化を活かした農林水産まつり、地域の物産フェア等のイベントを実施し、積極的に都市との交流を促進することで、地域特産品の販路を拡大する。さらに地場産業を活かした観光客誘致に取り組む。

筑豊地域には、自動車組立メーカーを中心に自動車産業が集積し、地場企業に活力を与えている。

今後さらに、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進する。また、福岡ソフトウェアセンターによる情報処理従事者の研修、中小企業大学校直方校による経営者やその後継者等への研修など人材育成を推進するとともに、飯塚研究開発センターによる各種研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域においては、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担い地域経済を支える中小・小規模企業者が行う設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による診断・助言を行うほか、制度融資による長期・低利の融資等の支援を行う。

また、県内の中小企業が直面する人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業DX推進センターによる業務プロセスの改善・変革やビジネスモデルの変革に向けた取組への支援により、中小企業の収益力向上を促進する。

(4) 企業の誘致推進（再掲）

旧産炭地域の過疎地域では、昭和30年代のエネルギー革命により壊滅的な打撃を受け、地域社会そのものが崩壊の危機にさらされた。このため県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構や市町村と協力し、石炭産業に代わる産業の導入を目指し、企業立地の受け皿となる産業団地の整備と企業誘致活動を積極的に行ってきた。今後も、産業団地の選定や公的施設の活用を市町村と連携して行うことで、新たな産業の誘致・集積を推進する。

一方、他の地域に比べて企業立地条件に恵まれない山村の過疎地域では、農林業と産業の均衡ある発展で地域住民の所得の向上を図る必要がある。このため、農村地域への産業の導入促進に係る制度を活用し、産業団地の整備を進めるとともに、環境保全に留意しつつ、地域の特性に応じた企業誘致を

推進し、新たな雇用の場を創出する。

(5) 創業の促進

地域資源や特産品などを活用した産業、情報関連産業、高齢社会に対応した福祉関連産業等、地域の実情に即した分野において、新たな事業の展開を図ろうとする個人や団体の取組に対して、幅広い情報提供、施設の共同利用、長期・低利の制度融資を行うなどその立ち上がりを支援する。

(6) 商業の振興

消費者ニーズの多様化と高級化が都市への消費流出の原因となっている。また、人口減少に伴う購買力の低下等も、地域商業の経営環境を悪化させている。

このような状況を踏まえ、地域の潜在的購買力の発掘や商店街活性化の方策を探るため、商店街の求めに応じ適切な助言を行うとともに、商店街組合等が行う共同施設整備等への融資やハード・ソフト両面の補助制度等を活用することにより、商店街の活性化を図る。

(7) 観光の振興

県内の過疎地域には、美しい自然が豊富に存在している。また、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三池炭鉱関連施設、世界の記憶である山本作兵衛コレクション、世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」など貴重な歴史遺産や地域に脈々と受け継がれている産業や芸能文化といった地域資源もある。

さらに、本県の特長として、九州の玄関口として多くの観光客が訪れ、また人口も多い2つの政令市がある。過疎地域への誘客にあたっては、両政令市からの誘客も念頭に入れて取り組む。

コロナ禍を経て、観光客の近年の傾向としては、「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」に対する関心や自然アクティビティ・文化体験に対する需要が高まっており、観光客の消費額増加等に繋がることが期待されている。

これらの状況を踏まえ、本県過疎地域の恵まれた自然や農村環境を活かし、魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ、活用に取り組むとともに、クリーンツーリズム、サイクリングやトレッキングをはじめとしたアクティビティ、スポーツ等と観光を組み合わせたアドベンチャーツーリズムなど、体験、交流、滞在型の観光を推進する。

また、国内外からの更なる誘客を図るため、デジタルプロモーションや本

県の強みを活かしたプロモーション等を実施するとともに、過疎地域をはじめとした県内周遊の促進等に取り組む。

特に、駅・空港からの二次交通の課題を解消し、より気軽に県内を周遊できるよう、福岡・大分デスティネーションキャンペーンを契機に開始した県内周遊バス「よかバス」のツアー造成及びPRをはじめとした県内全域における安定的な旅行需要の喚起に取り組む。

また、美味しい食べ物や魅力的な土産品など、農林水産物を活用した農商工連携による特産品開発、来訪者の満足度向上・県内周遊を図るための観光ボランティアガイドや観光関連事業者の人材育成、観光案内所の充実、観光関連団体の機能強化を促進する。

2 医療の確保



(1) 医療の確保の方針

地域住民が安心して生活していくための基盤として、医療の確保は重要な要素であり、特に過疎地域を中心とした無医地区においては、地域の重要な課題である。

このため、第8次福岡県保健医療計画に基づき、地域の保健医療機関の機能連携を図りながら、医師の派遣及び施設・設備に対する補助を通じ、医療提供体制の確保に努める。

(2) 無医地区対策

県内には17の無医地区があり、このうち過疎地域に14地区が存在している。これら医療の機会に恵まれない地区における住民の医療を確保するため、第8次福岡県保健医療計画に基づき、次の取組を進めていく。

① へき地医療支援体制の充実

福岡県へき地医療支援機構によるへき地医療支援を充実させるとともに、へき地医療拠点病院による無医地区等への巡回診療の実施やへき地診療所への代診医の派遣を行う。

また、医師等の医療従事者に対する研修体制などの確保に努める。

② 医師の確保

へき地診療所などの過疎地域医療機関への自治医科大学卒業医師の派遣等により、離島やへき地における医師の確保を図る。

③ へき地における医療の確保

離島並びに無医地区を有する市町村等に、へき地診療所及びへき地患者輸送車の整備を促す。

④ へき地における救急医療の確保

当該へき地を含む二次医療圏単位での救急医療提供体制については、関係機関と連携し、確保・充実に努めるとともに、救命処置が必要な救急患者に対し、ドクターヘリを活用した医師による迅速な診療の開始や搬送体制を引き続き確保していく。

3 集落の整備



(1) 集落整備の方針

住民生活や生産活動の基礎である集落は、食料の生産供給、エネルギーの提供、農地や森林の整備を通じた国土の保全、水源のかん養、伝統文化の継承といった重要かつ多面的な機能を有している。過疎地域の持続的発展を図るためには、集落の活性化が不可欠であり、市町村による集落の維持・活性化に向けた取組を促進する。

(2) 集落整備の促進

住民の主体的参画や合意形成を図るため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有する人材が、市町村職員と連携して集落の維持・活性化に取り組む「集落支援員制度」の活用を促進する。また、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を活用し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。NPO・ボランティア団体など多様な主体との協働の推進、経験や知識が豊富な県職員の派遣、民間企業の知見・ノウハウを活かす「地域活性化起業人」制度の活用により、外部の専門的視点を取り入れ、地域の活性化を図る。

小規模集落の増加、著しい高齢化により単独では集落機能を維持することが困難な地域においては、個々の集落の維持を前提に、小学校区など一定のまとまりがある地域の多様な集落が連携し、生活サービスや就業機会の創出といった機能を相互連携と補完により充足する「集落ネットワーク圏」の形成を促進する。

また、「集落ネットワーク圏」の基幹となる集落において、生活の維持や地域振興の中核を担う「小さな拠点づくり」を促進する。

さらに、空き家の増加は地域コミュニティの希薄化など集落機能を維持する上での課題であるため、「福岡県版空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」の運用により、市町村と連携し空き家の利活用の促進を図る。

4 地域文化の振興等



(1) 地域文化の振興等の方針

本県の過疎地域は、歴史と風土の中で培われ、受け継がれてきた神楽や修験といった民俗芸能や伝統文化に加え、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三池炭鉱関連施設、世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」、世界の記憶の山本作兵衛コレクションなど数多くの文化資源を有している。

このような貴重な文化資源を、関係自治体や地域住民と連携し、適切な保存を図るとともに、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興等の分野と連携した文化財の多面的な活用に努める。

また、民俗芸能、伝統工芸品、祭りなど地域で継承されている伝統文化や生活に根差した衣食住の文化、景観、歴史等の地域資源などの魅力を活用した地域活性化の取組を進める。

その他、市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供する。また、「ふくおか県芸術文化祭」では、青少年が日頃から実践する美術、舞台芸術などの文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会も提供する。

(2) 地域文化の振興等に係る施設相互の連携

過疎地域特有の伝統文化、生活文化等を保存し、次世代に伝えていくためには、伝統文化等に触れる機会を充実させる必要がある。

アクロス福岡等の県有文化施設において、伝統芸能の公演の場を提供するなど、県民が優れた古典文化に接する機会の充実を図るとともに、国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている民俗芸能の公演開催や情報発信、後継者の育成等に取り組む。

また、地域住民の文化芸術活動の拠点である市町村文化施設等と県有文化施設が連携し、文化イベント、職員の資質向上研修といった共同事業の実施や主催事業に関する情報の相互発信などの取組を進める。

その他、県と文化芸術団体や文化施設等が連携し、県民が文化に親しむ手助けをしたり、地域文化の魅力を伝える活動を行う文化ボランティアや地域において文化芸術活動のリーダーとなる人材を育成し、その活動を支援していく取組を進める。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保



(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保の方針

過疎地域では、他の地域に比べて高齢化が先行し、高齢者のみの世帯が多いという特性も見られるなど、高齢者に対する福祉対策の緊急度、重要度は高まっている。

高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを基本理念として策定している福岡県高齢者保健福祉計画では、高齢者が、安心して在宅生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進を図ることとしている。

今後、福岡県高齢者保健福祉計画及び各地域の特性に応じて作成された市町村計画に基づいた施策を推進する。

また、特別養護老人ホーム等の施設については、福岡県高齢者保健福祉計画に基づき、整備を行う。

さらに、障がいのある人の自立と社会参加を促進するなど、過疎地域における保健・福祉の充実に努める。

加えて、過疎地域においても、少子化が進行しており、少子化対策の緊急度、重要度は高まっている。少子化の流れを食い止め、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望もかなえ、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりといった子育て環境の整備を進める。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 高齢者を支える医療・介護サービスの確保

高齢者が、医療・介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、社会福祉法人や医療法人、民間事業者の介護サービス事業への幅広い参入を図ることにより、サービス供給体制の確保に努める。

また、人権を尊重した質の高いサービスを提供できる人材の確保・定着を図るため、参入の促進、労働環境・処遇の改善及び資質の向上に努める。

② 高齢者が元気で活躍する生涯現役社会づくり

多くの高齢者は、元気で、働きたい、社会貢献をしたいと望んでおり、活力ある社会を維持していくためにも、経験豊かな高齢者が、年齢にかわりなく、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍し続けることができる選択肢の多い「生涯現役社会づくり」を進めていく。

③ 健康づくりと介護予防

健康寿命を伸ばし、歳を重ねても元気にいきいきと暮らせるようにするため、若年期・壮年期から生活習慣病を予防し、健康づくりに努めるとともに、高齢者が要介護の状況になったり、要介護状態が悪化したりしないようにする介護予防の取組を推進する。

④ 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり

多くの高齢者は、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活したいと望んでおり、このような希望に応えるため、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを、切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進の主体である市町村と連携・協力し進めていく。

⑤ 高齢者等が安全で健やかに生活できる地域づくり

平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨以降県内で相次ぐ災害でも、地域における絆やつながりの大切さ、高齢者等の避難行動要支援者に対する支援の必要性が再認識されており、市町村における避難行動要支援者に対する避難支援体制づくりや高齢者福祉施設等における防災対策の強化等を支援し進めていく。

また、高齢者が安心して生活できるよう、交通安全対策、消費者保護、防犯対策などを進めていく。

⑥ 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が更に増加すると予測されており、尊厳が尊重されながら、判断能力が衰えたり、認知症になったりしても、地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や成年後見制度の利用の促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めていく。

⑦ 障がいのある人が住み慣れた地域で生活できる支援体制整備

個々のニーズや実態に応じて、居宅介護等の訪問系サービスの支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。

また、地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度・重複化、高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。

(3) 子育て環境の確保を図るための対策

① すべての子育て家庭への支援

市町村が地域の実情に応じて子育て家庭等を対象に取り組む事業が円滑に実施できるよう、必要な支援を行う。また、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めていく。

② 幼児教育・保育サービスの充実

地域における多様な保育ニーズに対応するため、幼児教育や保育サービスの量の拡大と質の向上及び延長保育や病児保育等の充実を図る。

また、保育士等の確保に努めるとともに、幼児保育・保育従事者に対し、必要な研修を実施する。

③ 放課後等の子どもの居場所づくり

地域のニーズに応じた放課後児童クラブの整備や運営の支援、放課後児童支援員の認定・養成を図る。また、地域の実情に応じた放課後等の子どもの居場所づくりの支援を行う。

④ 既存住宅取得の支援

若年世帯・子育て世帯が子育てしやすい良質な既存住宅を安心して取得できるよう、建物状況調査と既存住宅取得後のリノベーションに係る費用を支援する。

6 教育の振興



(1) 教育の振興の方針

学校教育においては、子ども一人ひとりがこれからの社会の中で生涯にわたって、心豊かに主体的、創造的に生きていくことのできる資質や能力を育成することが求められている。

しかしながら、在籍する児童生徒の少ない過疎地域の小規模校では、教職員の配置など教育諸条件の整備が必ずしも十分とはなっていない現状にある。

このため、過疎地域における学校教育の充実のために、複式学級解消等のための教員配置及び中学校における免許教科外担当の解消を図るための非常勤講師の配置に努める。併せて、学校教育のICT化の推進により、県内どの地域においても充実した教育が受けられるように支援する。

また、へき地・小規模校教育研究大会を実施し、へき地・小規模校の特性を生かした特色ある学校づくりを一層推進する。

さらに、地域住民は地域社会の中で安らぎや生きがい、豊かさを求めて地域に密着した学習活動への参加意欲を高めており、社会教育の充実とその活性化が求められている。

このため、過疎地域における生涯学習・社会教育の振興のために、各種社会教育施設の機能充実と利用の促進を図り、地域における学習活動、スポーツ活動等を推進するとともに、学習機会の充実に努める。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

過疎地域の小中学校における教育水準の維持・向上を図るため、校舎や屋内運動場等の改築・改修を促進し、良好な教育環境の確保に努める。

小中学校の統合整備を行うに当たっては、教育効果、将来の児童生徒数の推移、児童生徒の通学条件、地域社会における学校の役割等を総合的に判断し、かつ十分に地域住民の理解と協力を得るとともに、施設整備の拡充をはじめ、教育条件の一層の充実を図り、併せて既存施設の有効活用を図る。

また、教育内容・教育方法等の変化に対応できるよう施設の質的整備を図るとともに、耐震化・長寿命化を含め健康的かつ安全で豊かな施設環境を確保する。

さらに、学校が地域住民の生涯学習の場としても有効に活用することができる施設となるよう配慮しながら、整備を進める。

(3) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の機能充実

公民館、集会所、体育施設、図書館その他の社会教育施設等についてその機能充実を推進するとともに、学習情報の提供や学習相談等、ソフト面の整備促進に努め、学習機会と学習成果を活用する機会の充実を図る。

特に、図書館については、地域の知の拠点としての機能を十分に発揮できるように、電子書籍を含むデジタル資料の充実や図書資料相互貸借及び横断検索システムの活用などサービスの向上を図る。

さらに、多様化・高度化する学習ニーズへの対応や都市部との情報格差を解消するため、「ふくおか社会教育ネットワーク」や「ふくおか生涯学習ひろば」などの情報提供システムの充実により、よりタイムリーな学習情報の提供と学習相談の充実に努める。

Ⅲ 暮らしと産業を支える社会基盤の整備

1 交通施設の整備、交通手段の確保



(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

地域の実態を踏まえた計画的な市町村道の整備を図るとともに、広域高速ネットワークのアクセス強化や過疎地域間及び過疎地域と他の地域の日常生活圏の中心都市を結ぶ幹線道路を中心とする基幹交通網の整備を促進する。これらの交通体系は、市町村道から都市間を結ぶ国、県道あるいは高速自動車道など高速交通体系へと、その機能がシステム化されるよう計画的に整備する。

さらに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、買い物、通院などの身近な生活サービスを提供する拠点と各集落を結ぶ路線バスや地域鉄道、離島航路等の交通ネットワークの維持・確保に取り組む。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

① 国道、県道

過疎地域と日常生活圏の中心都市や高規格幹線道路などを結ぶ主要な道路について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。

② 市町村道

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上に資する基幹的な道路、日常生活に密着した道路について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。

(3) 農道、林道、港湾及び離島航路の整備

① 農道

生産性の高い農業を促進し、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、他の農業振興策と連携して、農村地域の農道網の整備を推進する。

② 林道

効率的な林業経営や適正な森林の維持管理及び生活基盤の整備のため、基幹的な林道を整備する。

また、地域における林業生産の基盤の整備や地域住民の生活環境の改善

のため、市町村等が実施する林道整備を支援する。

③ 港湾及び離島航路の整備

重要港湾三池港については、県南地域の物流拠点であるため、船舶の大型化、取扱貨物量の増加に対応した港湾機能の強化を図る。

地方港湾芦屋港、大島港、大牟田港については、地域の実情を踏まえた整備を推進する。

住民の日常生活及び島外からの来訪者にとって、本土と島とをつなぐ唯一の交通手段として必要不可欠な離島航路維持のため、国と協力して航路事業者を支援していく。

(4) 交通手段の確保対策

路線バス維持による生活交通の確保のため、国と協力・連携したバス事業者への支援に取り組む。また、地域の移動手段確保のため、市町村によるコミュニティバスの維持・確保を図るとともに、利便性向上や利用促進に向けた取組を支援する。

鉄道については、沿線市町村及び事業者と一体となった利用促進策に取り組み、特に経営基盤の脆弱な中小民間鉄道や第3セクター鉄道といった地域鉄道に関しては、事業者が行う安全輸送設備整備に対し国や沿線市町村と連携して支援を行うことにより、安全性の向上と路線の維持存続を図る。

2 生活環境の整備



(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における人口流出の防止と都市部からのUターンを促進するためには、安全で暮らしやすい生活環境の整備が不可欠である。

生活環境施設については、これまでに、水道の布設、公営住宅の建設、消防救急施設等の整備が積極的に進められ、今日ではかなりの水準にまで高められているが、他の地域に比べて未だに十分とは言えない状況である。

このため、広域的な観点に立った効率的な整備と配置に留意しながら、緊急度、重要度に応じた段階的な整備を推進する。

有明海沿岸や豊前豊後沿岸の背後地は地盤が低く、人口や資産が集積しており、台風等の高潮により大規模な浸水被害につながる恐れがある。そのため堤防の嵩上げや老朽化した護岸の補強といった機能強化を図ることで人命や資産を防護する。

廃棄物処理については、地域の実情に応じ、計画的な対策を講じることとする。

また、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

(2) 水道、污水处理施設等の整備

① 水道

本県過疎地域の水道普及率は、県の平均よりもやや低く、山村地域においては、特に低くなっている。

これは、比較的地下水に恵まれた地域において家庭用井戸を飲用や生活用水に多く使用しているためであるが、近年、これらの水質悪化や水量の低下等が懸念されている。

このため、誰もが安全・安心で安定した水を継続して利用できるよう、広域的水道整備計画に基づいた水道の広域化を図るとともに、国庫補助制度を活用し、水道未普及地域の解消を図るなど、水道の整備を推進する。

② 污水处理施設

過疎地域への若年層を中心とする定住促進や、地域住民の快適さに対する要請に応えるとともに、河川等の水環境の保全を図るためには、污水处理施設等の整備が必要である。このため、令和6年度に見直した「福岡県

汚水処理構想」に基づき、各種汚水処理施設の特徴等を踏まえ、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、公共下水道、農業集落排水施設や漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等の計画的な整備を図る。

なお、汚水処理施設の整備促進は、公共用水域の水質保全の観点から、県もその役割を担い、市町村の財政的負担の軽減を図る。

③ 公園

スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ、地域の振興に資する公園の整備を推進する。

(3) 消防救急体制

① 消防体制

市町村が消防施設等の整備の充実を図り、消防体制の強化を進めるよう、指導・助言を行う。

また、消防団については、少子高齢化の進展や被用者の増加などにより、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっていることから、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に制定された。この法律に基づき、消防団への加入促進を行い、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。

② 救急体制

救急業務については、消防機関や救急医療機関等で組織する「福岡県救急業務メディカルコントロール協議会」において、救急救命士や救急隊員など救急業務に携わる職員の育成等に取り組むことにより、救急業務の充実強化を図る。

別紙 福岡県過疎地域持続的発展計画

第1 基本的な事項

1 基本方針

基本方針については、福岡県過疎地域持続的発展方針の「第1 基本的な事項」に記載する。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度

3 基本目標

過疎地域における人口の社会減の改善

R6年における過疎地域の人口の社会減との比較。
ただし、一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

・ 過疎地域の社会増減数（R6年）

過疎市町村 （特定市町村含む）	過疎市町村※ （特定市町村を除く）
▲3,063人	▲2,426人

※ 特定市町村（大牟田市）の経過措置終了後（令和9年度から令和12年度）は、特定市町村を除いた増減数（▲2,426人）との比較により、達成状況を把握する。

4 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、計画の実施状況を確認し、知事と県内過疎関係市町村長及び経過措置が適用される特定市町村の長で構成する「福岡県過疎地域振興協議会」に報告する。

第2 施策一覧

I 地域の未来を見据えた取組の推進

1 次代を担う「人財」の育成

事業名	事業内容
ふるさと創業促進事業	地域の魅力を情報発信するとともに、ビジネスプランコンテスト等を活用し、創業希望者に対する創業支援を行う。
アンビシャス広場づくり事業	創意工夫しながら切磋琢磨する体験となる活動を地域で見守る取組。
折り紙ヒコーキ大会予選会	県民会議が主催・共催する予選会を県内4地域で実施する。
観光ボランティアガイドリーダーの育成	県内のボランティアガイドを対象に、スキルアップのための講座を開催する。
地域観光コンシェルジュの育成	県内の観光案内所スタッフを対象に、スキルアップのための講座を開催する。
宿泊施設受入対応強化支援事業	宿泊施設でのインバウンド受入対応やマーケティングなどをテーマに県内各地域の宿泊施設の意識・スキル向上のための研修を実施する。
ユニバーサルツーリズム推進事業	本県を訪れる全ての観光客が、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず旅行を楽しめるように、観光関連事業者を対象に、ユニバーサルツーリズム推進のためのセミナーを開催する。
観光人材育成・雇用促進事業	旅館・ホテル従業員の接客力向上を図るための研修を実施する。
多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備	ムスリム、ヴィーガンといった多様な食文化を持つインバウンドの受入環境整備を促進するため、県内の飲食事業者、宿泊事業者に対し食の多様性についてのセミナーを開催する。
地域おこし協力隊支援事業	隊員・受け入れ自治体職員を対象とした研修を開催し、隊員の活動と任期終了後の定住に向けた準備を支援する。
未来の地域リーダー育成プログラム事業	複数の市町村と協力し、中学生を対象に、将来の地域リーダーとして活躍する人材を育成するプログラムを実施する。
ふくおか地域リーダー育成キャンプ事業	将来、地域で活躍するリーダーを育成するため、中学生を対象に、地域に縁のある講師による講義やフィールドワークを行うキャンプを実施する。
高校生チャレンジ応援プロジェクト事業	チャレンジしたいことがある高校生(個人・グループ)に対し、専門家のアドバイスや資金援助を行い、高校生のチャレンジ実現を応援する。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域持続的発展支援事業)	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技术活用事業を支援。 (交付率:過疎市町村…国10/10、県…国1/2) (交付対象経費の限度額:20,000千円)
個性ある地域づくり推進事業(地域づくり人材育成事業)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、地域づくりに携わる人材育成のための事業に対し補助する。 (補助率:県1/3以内)

2 移住・定住・地域間交流の促進

事業名	事業内容
(1)移住・定住の促進 福岡県移住・定住促進事業	首都圏などからの移住・定住を促進するため、県の移住相談窓口でのきめ細かな相談対応に加え、移住サロンの実施や、各市町村の移住後の仕事・暮らしのイメージをPRする動画の制作により、移住を希望される方への情報発信を強化する。 併せて、福岡くらしごと体験(居住・就業・交流体験)を通じた関係人口の創出を図る。

福岡県移住・定住促進事業(移住支援金等による助成)	国の要件である東京23区在住者に加え、県独自に対象者を三大都市圏等まで拡大し、要件を満たした場合に、移住支援金を支給。 また、県内に所在する企業へ就職が内定している学生の就職活動に要した交通費及び就職に伴う転居に要した移転費を支援。
福岡県空き家活用移住・定住促進費	空き家を活用した二地域居住など、人を呼び込み賑わいを創出した取組事例に関する情報発信及び空き家購入後のリノベーションに係る費用を支援することで、空き家の利活用の推進と本県への移住増加を図る。
UIJターン就職支援	東京圏等のUIJターン就職支援協定締結大学と連携し、大学が実施する相談会へのアドバイザー派遣や、合同企業説明会等を実施する。 県外大学生等を対象としたインターンシップを行うとともに、若者就職支援センターにおいて、UIJターン就職希望者向けの個別就職相談支援等を行う。
地元企業紹介事業	県内高校、大学等と連携し、地元企業の見学会や座談会等を行い、地元企業の魅力や福岡県で働くことの理解を深め、企業規模や知名度に捉われない職業選択や進路選択を促進し、地元定着を図る。
地域おこし協力隊支援事業(再掲)	隊員・受け入れ自治体職員を対象とした研修を開催し、隊員の活動と任期終了後の定住に向けた準備を支援する。
県版空き家バンク活性化事業	県内市町村の空き家やまちの魅力について情報を集約し発信するサイト「福岡県版空き家バンク」の取組により、空き家の流通を促進する。
空き家活用サポート体制整備事業	空き家の活用・処分について、基本的な情報の提供から、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行う「空き家活用サポートセンター」の運営により、潜在的な空き家の掘り起こしや空き家の利活用の促進を図る。
福岡県子どもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業	若年世帯又は子育て世帯が購入した「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅や、これから同居する親世帯の持家を行うリノベーション工事に係る費用の一部の補助を行う。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域集落再編整備事業)	ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。 (交付率:国1/2以内)
個性ある地域づくり推進事業(移住推進事業)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率:県1/2以内)
(2)地域間交流の促進	
広域的な地域振興の取組	市町村が広域的に連携し、商工団体、地域づくり団体など多様な主体とも協力を図りながら、実施する、地域課題の解決に向けた様々な取組を支援する。
県境地域(豊築地域及び有明地域)の振興	隣接県と連携したeスポーツイベントの実施や市町村が開催するeスポーツイベントに対する助成を行うとともに、ぐるなび「ミセメディア」を活用し、首都圏での地域フェアを実施することにより、地域の活性化を促進する。
サイクル・トレイルツーリズムの推進	福岡県サイクルツーリズム推進協議会を開催し、サイクルフレンドリーな受入環境整備を行う事業者等を支援するとともに、サイクルやトレイルに関する専用HPやSNSによる情報発信を行うことで、新たな観光客を各地域に呼び込み消費を促す。
新たな観光地域づくり	県内6地域に県、市町村、観光協会等を構成メンバーとする検討会を設置し、エリアごとに設定した観光テーマに基づき、これまで開発してきた体験プログラムのエリアでの活用や情報発信を促し、エリアの取組を定着させることで新たな観光エリアを創出し、さらなる誘客、旅行消費の拡大を図る。
福岡県スポーツコミッション事業(スポーツツーリズム推進事業)	スポーツツーリズムを活性化させるための資源発掘や情報発信を実施。

中山間ふるさと水と土保全事業	中山間地域等の農地や土地改良施設の保全・利活用に係わる地域住民等の活動や、棚田地域の保全管理等に対する支援を行う。
魅力あふれる農泊推進事業	農泊を核とした地域振興に取り組む地域の活動に対して助成する。 (定額:500千円)
農山漁村魅力発信事業	都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。 ・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。 ・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。
出会い・結婚応援事業	出会い・結婚を応援する「出会い応援団体」の登録拡大を進めるとともに、県内各地域において、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供し、地域全体での結婚応援を推進する。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
日田彦山線沿線地域振興事業費	「福岡県日田彦山線沿線地域振興基金」を活用し、日田彦山線沿線地域の東峰村及び添田町の地域振興を支援する (補助率は「交付要綱」による)
県境地域(豊築地域及び有明地域)の振興	市町村が開催するeスポーツイベントに対する助成を行う。 (補助率:県1/2)
過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域遊休施設再整備事業)	過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。 (交付率:国1/3以内) (交付対象経費の限度額:60,000千円)
個性ある地域づくり推進事業(地域づくり戦略プロジェクト事業)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率:県1/2以内)
個性ある地域づくり推進事業(広域地域連携事業)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、2以上の市町村が共同で実施する広域的なソフト事業に対し補助する。 (補助率:県1/2以内)

3 選ばれる地域の実現

事業名	事業内容
(1)農山漁村の振興 6次産業化発展事業	農林漁業者の所得向上を図るため、県産農林水産物の付加価値を高める6次化商品の改良等の取組に対して助成する。
魅力あふれる農泊推進事業(再掲)	農泊を核とした地域振興に取り組む地域の活動に対して助成する。 (定額:500千円)
農山漁村魅力発信事業(再掲)	都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。 ・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。 ・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。
(2)地場産業等の振興 伝統工芸品首都圏PR強化事業	アンテナレストラン「麹町なだ万福岡別邸」において本県の伝統工芸品の展示を行うことで、首都圏における本県の伝統工芸品の認知度向上を図る。
伝統的工芸品の後継者確保事業	伝統工芸に関心の高い学生等を対象とした就業体験ツアーを行うことにより、伝統的工芸品の後継者を発掘する。
福岡の伝統工芸品魅力発信・売上拡大事業	伝統工芸品産地の事業者が年間を通して工房見学や製作体験を提供する受入体制の整備や観光施設等への伝統工芸の導入支援により産地への誘客促進を図るとともに伝統工芸品に関心の高い層を顧客に持つ百貨店における展示会・販売会の開催し、優れた匠の技を広く紹介するとともに、同時に販売会の開催により、伝統工芸品の売り上げ拡大を図る。

農商工連携強化事業	中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。
地元企業の取引拡大	地元企業の取引拡大に向けて、自動車産業アドバイザーを配置し、自動車産業の取引拡大を目指す地元企業に対してマッチング支援を行うほか、各種商談会を開催する。
地元企業の開発力強化	・県内の自動車関連産業に携わる企業を対象に、CASEやカーボンニュートラルに係る新技術開発や製品・生産設備の試作・開発を支援することで、県内企業の開発力や提案力の強化を図る。 ・次世代自動車分野への参入を目指す企業に対し、電動車の基幹部品・関連技術を習得する講習会や電動化等の先進環境対応車に必要な部品等に関する研究会を開催する。
電子・電装系企業の集積促進	CASEプロモーターによるマッチング等の支援に加え、他の産業からの参入を促進するための商談会を開催する。
飯塚研究開発センター(研究開発支援事業)	産学官による共同研究を支援し、新技術・新製品開発のための共同研究開発環境の整備を図り、地域産業の高度化と新産業の創出を目指す。
経営革新計画の策定支援	県内4地域に経営革新計画策定指導員(中小企業診断士)を配置し、経営革新計画の策定を支援。
福岡県中小企業融資制度(経営革新支援資金)	経営革新等を行う中小企業者に対し、必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資する。
中小企業DX推進	現地指導を通じた中小企業のDX推進・収益力向上の支援等。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
福岡県リサイクル施設整備費補助金	循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対し補助する。 (補助率:県1/3 ※補助金の上限額:30,000千円)
(3)企業の誘致推進	
福岡県企業立地セミナーの開催	福岡県企業立地セミナーを開催し、首都圏等に本社を置く企業に対し、本県の立地条件の優位性や優遇制度をPRし、本県への立地を促進する。
県外事務所による情報収集や企業訪問	企業が集中する東京及び大阪に企業誘致の担当職員を駐在させ、日常的に企業情報の収集や企業訪問を行う。
福岡県企業立地促進交付金	企業の初期投資を軽減し、立地を促進するため交付金の交付を行う。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
福岡県産業団地整備促進補助金	産業団地の整備を促進するため、開発候補地調査等を行う市町村に対し補助する。
福岡県遊休公共不動産活用促進補助金	企業誘致の受け皿として活用するため、遊休公共不動産の整備等を行う市町村に対し補助する。

4 地域における情報化

事業名	事業内容
光ファイバー未整備地域における整備計画策定支援	光ファイバー未整備地域における市町村の整備計画策定を支援する。 (整備計画の内容) ・地形や住居の分散状況に応じた採用技術、住民の利用意向調査手法の検討 ・光ファイバーを活用した企業誘致や見守りサービスなど利用者確保のための活用方策の検討
ローカルスマートシティ構想会議	県と市町村によるローカルスマートシティ構想会議(地域毎)を設置し、デジタル技術を活用したパイロットプロジェクトの具現化と地域内市町村への横展開を図る。

ふくおか電子自治体共同運営協議会事業	市町村の電子自治体の構築、地域情報化の推進を支援する。 ・電子申請などの各種システムの共同利用、共同調達による市町村間のノウハウの共有やコスト削減 ・IT研修や各種システムの展示会の開催による人材育成支援
観光ビッグデータ旅行実態調査事業	本県観光客を対象に、携帯電話基地局情報に基づく福岡県への来訪・宿泊・周遊等の状況について調査するとともに、WebアンケートやSNS情報を活用し、観光客の旅行実態(旅マエ、旅ナカ、旅アト)の調査・分析を行う。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	携帯電話等の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が携帯電話等の基地局施設を設置する場合、その設置経費の一部を補助するもの。 (補助率:国1/2~2/3)

5 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容
再エネ・省エネ・コージェネ促進セミナーの開催	再エネ・省エネの先進事例の紹介やコージェネレーションシステムの認知度向上を図るため、民間事業者向けのセミナーを開催。
再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業	民間事業者等が進める再生可能エネルギーの導入検討、導入した設備の適切な運用等を支援するため、アドバイザーを派遣。
再生可能エネルギーに係る情報提供	福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」にてエネルギーに関する情報提供を行う。
ペロブスカイト太陽電池普及推進事業	軽量・柔軟で、これまで設置が困難であった建物壁面などにも設置可能なペロブスカイト太陽電池の普及を推進するため、県有施設に率先導入するとともに、民間事業者による実証を支援。
洋上風力発電導入・産業集積促進事業	響灘沖の一般海域において洋上風力発電の導入を促進するため、関係者との意見交換等を行うとともに、産学官で構成する福岡県風力発電産業振興会議において、風力発電産業の集積に取り組む。
森林整備推進対策事業	木質バイオマス資源の利用促進を図るため、木質バイオマス関連施設の整備を支援。 (交付率は「交付要綱」による)

II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

1 産業の振興

事業名	事業内容
(1) 農業の振興	
農業水利施設保全対策事業	基幹的な農業用水利施設の有効利用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、施設の機能を保全するための対策工事等を実施するとともに、施設の遠隔化・自動化による省力化を図る。 みやま地区 排水機場工 みやま市 両筑第3地区 用水路工 朝倉市(旧朝倉町の区域) 小川地区 用水路工 築上町 花宗地区 用水路工 八女市 昭和開地区 排水機場工 大牟田市 小川2地区 ダム付帯施設工 築上町 六合南部地区 排水機場工 柳川市(旧大和町の区域) 矢部川左岸地区 ゲート工 みやま市 合所二期地区 ダム管理支援設備工 うきは市(旧浮羽町の区域) 起路免喜地区 ゲート工 みやま市 筑後川水系(高田)地区 揚水機場工 みやま市
農業水利施設保全合理化事業	老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上を図る。 両筑第5地区 用水路工 朝倉市(旧朝倉町の区域) 八女2期地区 用排水路工 八女市

経営体育成基盤整備事業	農地の区画形状、用排水路、農道等の生産基盤の整備を行うとともに、大規模農家の担い手となる農業者や農業生産法人の育成を図る。	伊方地区 釈迦堂地区 柳川北部第3地区 甲田地区 安武4地区 甲田2地区	区画整理工 区画整理工 区画整理工 区画整理工 区画整理工 区画整理工	福智町 大牟田市 柳川市(旧柳川市の区域) みやま市 築上町 みやま市
畑地帯総合整備事業	畑作の安定的発展を図るため、効率的な基盤整備と生産・集落環境整備などを総合的に行う。	大野原地区	用水路工	うきは市(旧浮羽町の区域)
ため池等整備事業	農用地や農業施設の自然災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資する。	くぬぎ谷地区 堂作(中)地区 田代地区 由地区 昭和地区 ハスワ下地区 小川内地区 石堂(小)地区 一条地区 鳶ヶ浦地区 新砂地区 清王地区 鷺野(1)地区 弓掛(古)地区 上長山地区 下組地区 三池干拓高田地区 大廣園地区 岩神地区 昭和開地区 平ノ浦地区 サコタ地区 岩本の1地区	堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 堤体工 頭首工 水路工 水路工 樋門改修工 水路工 堤体工 堤体工 堤体工	福智町 八女市 うきは市(旧浮羽町の区域) 田川市 飯塚市(旧筑穂町の区域) 八女市 八女市 みやま市 うきは市(旧浮羽町の区域) 大牟田市 大牟田市 八女市 八女市 八女市 うきは市(旧浮羽町の区域) うきは市(旧浮羽町の区域) みやま市 みやま市 みやま市 大牟田市 大牟田市 八女市 八女市 うきは市(旧浮羽町の区域) うきは市(旧浮羽町の区域) みやま市 みやま市 みやま市 大牟田市 香春町 朝倉市(旧朝倉町) 築上町
湛水防除事業	混住化の進展など地域の立地条件の変化により、排水量が増加する等の排水条件が悪化した地域を対象として、排水機、排水樋門、排水路等の改修及び施設の遠隔化・自動化などを行う。	南良津地区	排水機場工	小竹町
地すべり対策事業	地すべりを未然に防止し、農地の保全を図るため、地表水の処理及び抑止工等を行う。	筑後地区 鷺野3期地区 大倉谷地区 味見地区	水抜工 地すべり防止工 地すべり防止工 集水井工、水抜工	八女市 八女市 八女市 みやこ町
農村総合整備事業	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に行う。	八女地区 山川2期地区 柳川2期地区 浮羽地区 朝倉2期地区 高田2期地区 柳川3期南部地区	用排水路工、農道工 農道、ため池工等 用排水路工 用排水路工、農道工等 用排水路工 用排水路工 用排水路工	八女市 みやま市 柳川市 (旧柳川市、旧大和町の区域) うきは市(旧浮羽町の区域) 朝倉市(旧朝倉町の区域) みやま市 柳川市 (旧柳川市、旧大和町の区域)
中山間地域農村活性化総合整備事業	農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的に農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に行う。	新星野2期地区 奥八女東部地区	用排水路工、農道工等 用排水路工、農道工等	八女市 八女市
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	ため池の農業水利施設が被災すると、農業用水の確保が困難となるうえ、周辺の家屋等にも被害を及ぼすことから、国の公共予算の影響を受けずに計画的な防災対策を図り、ため池等の災害発生を防止する。	椎田地区	堤防補修工	築上町

農林水産物鳥獣害防止対策事業	鳥獣被害の防止を図るため、侵入防止柵の整備、捕獲機材の導入、緊急捕獲活動等に対して助成する。
6次産業化発展事業(再掲)	農林漁業者の所得向上を図るため、県産農林水産物の付加価値を高める6次化商品の改良等の取組に対して助成する。
若者の農業参入定着支援事業	就農前後の所得確保支援や市町村が行う新規就農支援活動に対する助成等により、意欲ある新規就農者が着実に就農・定着できるよう支援する。
新規就農者育成強化事業	将来の県農業を支える人材の発掘と定着を図るための取組を推進するとともに、経営力の高い農業人材を育成する。
魅力あふれる農泊推進事業(再掲)	農泊を核とした地域振興に取り組む地域の活動に対して助成する。 (定額:500千円)
農山漁村魅力発信事業(再掲)	都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。 ・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。 ・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。
ふくおかの畜産競争力強化対策事業	畜産の競争力を強化するため、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設等に対して助成する。 (補助率:県1/3~1/2)
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
中山間地域等直接支払交付事業	中山間地域等において適切な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る市町村に対し、交付金を交付する。 ・対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法等の9法指定地域 ・対象農地 農業生産条件の不利な農振農用地区域内で、一定の要件を満たす1ha以上の一団の農地 ・対象行為 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる耕作放棄地の発生防止活動、景観作物の作付等の農業生産活動など (負担割合 国:1/2、県:1/4)
多面的機能支払事業	農地・農業用水路等の資源の適切な保全管理に取り組む活動組織に対し、交付金を交付する。 (負担割合 国:1/2、県:1/4)
農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積や集約化を加速化するため、区画拡大や暗渠排水などのきめ細やかな耕作条件の改善を支援。 (補助率:国55/100又は定額、県0~1/4) 岩田地区 暗渠排水工 みやま市 烏集院地区 区画整理工、暗渠排水工 朝倉市(旧朝倉町の区域) 久喜宮地区 区画整理工、暗渠排水工等 朝倉市(旧杷木町の区域)
農村環境整備事業	国の補助事業の対象とならない、小規模な整備で、農業用水路などの農業基盤整備や集落排水路などの生活環境整備を支援。 (補助率:県2/5~1/2)
流域湛水減災対策事業	流域治水プロジェクトが策定されている河川流域において、広域的な農業被害の軽減を目的として実施される整備で、農業用ハウスの整備と一体的に行う区画整理や、クレークを活用した先行排水のための浚渫、用排水路及びゲートの補修などを支援。 (補助率:県1/2)
(2)林業の振興	
森林(もり)づくり活動公募事業	福岡県森林環境税を活用して、ボランティア団体、NPO等が自ら企画して行う森林づくり活動に対して助成する。
森林経営管理推進事業	森林所有者と林業経営者の仲介役となる市町村に対して支援を行うとともに、森林作業の担い手となる林業経営者の育成・確保により、森林経営管理制度の円滑な実施を図る。
稼げる林業をつくる！収益力向上対策事業	最適な丸太の採材を自動で行うICT高性能林業機械の普及と、生長に優れた育林コストの低減を図ることが出来る特定苗木への転換を促進し、林業の収益力の向上を図る。

竹をメンマに！たけのこ産地振興事業	メンマ製造事業者が、たけのこ生産者と連携し、竹林整備の新たな担い手として伐竹を行う体制の整備を支援する。 (補助率:県1/2)
(過疎市町村に対する行政上の援助)	
造林事業	木材の生産をはじめ、水源のかん養、土砂の流出防止等、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林の整備に対して助成する。 ・森林環境保全直接支援事業 ・特定森林再生事業 ・県単造林事業 (補助率は「交付規程」による)
木造公共建築物等施設整備事業	木材の需要拡大を図るため、地域材利用の波及効果が高い木造公共建築物等の整備を支援。(補助率は「交付要綱」による)
森林整備推進対策事業	林業の成長産業化を実現するため、間伐材生産や高性能林業機械、木質バイオマス関連施設、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備を支援。 (交付率は「交付要綱」による)
荒廃森林整備事業	公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林を次世代に引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃の恐れのある森林の整備を実施する市町村に対して交付金を交付する。 ・荒廃森林の整備 ・荒廃森林の公的取得 (交付率:県10/10)
特用林産基盤整備事業	特用林産物の生産、流通基盤の整備を図るための特用林産物造成事業、展示林等整備事業、作業道等整備事業、ほだ場等の整備事業に対し補助する。 (補助率:県3/10~4/10)
(3)水産業の振興	
人工礁漁場造成事業	沖合域に耐久性構造物で中規模な魚礁域を造成することにより、主として中型の釣り、まき網漁業を対象として、その増産を図る。 鋼製魚礁、コンクリート製魚礁 宗像市(旧大島村)
漁場環境改善事業	漁業機能が低下している沿岸漁場に覆砂等を行うことにより、アサリ、カレイ、クルマエビ等の育成場としての機能を回復させ、これらの生産の回復を図る。 有明海覆砂 柳川市(旧柳川市、旧大和町) みやま市 大牟田市 豊前海覆砂 築上町
漁港修築事業	漁業生産活動及び水産物の出荷流通機能の強化を図るため、漁港関係施設の整備を行う。 岸壁、物揚場、浚渫 宗像市(旧大島村) 柳川市(旧柳川市、旧大和町) 芦屋町、みやま市
漁港施設改修事業(県単)	漁港施設の改修等を行い、円滑な漁港活動が行える環境を整備する。 浮棧橋、漁港施設全般、浚渫 宗像市(旧大島村)、芦屋町 柳川市(旧柳川市、旧大和町) みやま市、大牟田市、築上町
水産業振興対策事業	沿岸漁業者等が使用する水産関連施設等の整備に対する補助を行い、漁家経営の安定と所得の向上を図る。 共同利用施設 柳川市(旧柳川市、旧大和町)
明日を担う漁業者育成事業	次代の漁業を担う経営感覚のある漁業者の育成及び新規就業者の確保を図る。
次世代漁業人財育成費	・水産高校生を対象とした漁業協同組合が行う現場研修を支援。 ・新規就業者の受け皿づくりのための、ノリ養殖経営体の法人化を支援
新たな資源管理システム整備事業費(離島漁業再生支援対策)	・離島の漁業集落が行う種苗放流などの生産力向上の取組を支援。 (補助率 3/4)
(過疎市町村に対する行政上の援助)	
水産多面的機能発揮対策事業	漁場の環境・生態系を保全する活動に取り組む活動組織に対し交付金を交付する。 (負担割合 国:7/10以内、県:2/10以内)

<p>(4)地場産業等の振興(再掲)</p> <p>伝統工芸品首都圏PR強化事業</p> <p>伝統的工芸品の後継者確保事業</p> <p>農商工連携強化事業</p> <p>地元企業の取引拡大</p> <p>地元企業の開発力強化</p> <p>電子・電装系企業の集積促進</p> <p>飯塚研究開発センター(研究開発支援事業)</p> <p>経営革新計画の策定支援</p> <p>福岡県中小企業融資制度(経営革新支援資金)</p> <p>中小企業DX推進</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>福岡県リサイクル施設整備費補助金</p>	<p>アンテナレストラン「麹町なだ万福岡別邸」において本県の伝統工芸品の展示を行うことで、首都圏における本県の伝統工芸品の認知度向上を図る。</p> <p>・伝統工芸に関心の高い学生等を対象とした就業体験ツアーを行うことにより、伝統的工芸品の後継者を発掘する。</p> <p>中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。</p> <p>地元企業の取引拡大に向けて、自動車産業アドバイザーを配置し、自動車産業の取引拡大を目指す地元企業に対してマッチング支援を行うほか、各種商談会を開催する。</p> <p>・県内の自動車関連産業に携わる企業を対象に、CASEやカーボンニュートラルに係る新技術開発や製品・生産設備の試作・開発を支援することで、県内企業の開発力や提案力の強化を図る。 ・次世代自動車分野への参入を目指す企業に対し、電動車の基幹部品・関連技術を習得する講習会や電動化等の先進環境対応車に必要な部品等に関する研究会を開催する。</p> <p>CASEプロモーターによるマッチング等の支援に加え、他の産業からの参入を促進するための商談会を開催する。</p> <p>産学官による共同研究を支援し、新技術・新製品開発のための共同研究開発環境の整備を図り、地域産業の高度化と新産業の創出を目指す。</p> <p>県内4地域に経営革新計画策定指導員(中小企業診断士)を配置し、経営革新計画の策定を支援。</p> <p>経営革新等を行う中小企業者に対し、必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資する。</p> <p>現地指導を通じた中小企業のDX推進・収益力向上の支援等。</p> <p>(補助率:県1/3 ※補助金の上限額:30,000千円)</p>
<p>(5)企業の誘致推進(再掲)</p> <p>福岡県企業立地セミナーの開催</p> <p>県外事務所による情報収集や企業訪問</p> <p>福岡県企業立地促進交付金</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>福岡県産業団地整備促進補助金</p> <p>福岡県遊休公共不動産活用促進補助金</p>	<p>福岡県企業立地セミナーを開催し、首都圏等に本社を置く企業に対し、本県の立地条件の優位性や優遇制度をPRし、本県への立地を促進する。</p> <p>企業が集中する東京及び大阪に企業誘致の担当職員を駐在させ、日常的に企業情報の収集や企業訪問を行う。</p> <p>企業の初期投資を軽減し、立地を促進するため交付金の交付を行う。</p> <p>産業団地の整備を促進するため、開発候補地調査等を行う市町村に対し補助する。</p> <p>企業誘致の受け皿として活用するため、遊休公共不動産の整備等を行う市町村に対し補助する。</p>
<p>(6)創業の促進</p> <p>ふるさと創業促進事業(再掲)</p> <p>福岡県中小企業融資制度(新規創業資金)</p>	<p>地域の魅力を情報発信するとともに、ビジネスプランコンテスト等を活用し、創業希望者に対する創業支援を行う。</p> <p>創業する中小企業者が必要とする事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資する。</p>

観光プロモーション推進事業	本県の観光WebサイトやSNS等を活用し、多様化するニーズを踏まえた情報発信やデジタル広告を行う。
県内送客促進事業	両政令市に集中している観光客を県内各地に取り込みつつ、新たな本県の周遊手段により観光需要を創出することを目的として、バス旅行商品の造成支援を行うとともに、県内を周遊するバス旅行商品を一括して閲覧・検索・予約できる専用サイトを運営・広報する。
閑散期平日の宿泊促進事業	閑散期の平日に県内宿泊施設(政令市を除く)に宿泊した宿泊者に対し助成を行う。
国内観光需要喚起事業	本県を行程に組み込んだ修学旅行のバス代助成を実施し、修学旅行の誘致を図る。
農商工連携強化事業(再掲)	中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。
魅力あふれる農泊推進事業(再掲)	農泊を核とした地域振興に取り組む地域の活動に対して助成する。 (定額:500千円)
農山漁村魅力発信事業(再掲)	都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。 ・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。 ・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。

2 医療の確保

事業名	事業内容
へき地医療支援機構運営事業	へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、へき地医療支援機構において広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行う。
医師確保事業	へき地診療所や過疎地域医療機関など、医療確保を必要とする地域への自治医科大学卒業医師の派遣等により、離島やへき地における医師の確保を図る。
へき地医療拠点病院運営費補助事業	へき地医療拠点病院が実施するへき地診療所等への代診医の派遣、巡回診療等の活動費用に対して支援を行う。 みやこ町、東峰村、宗像市(旧大島村)、八女市
ドクターヘリ事業	ドクターヘリを運航し、医師を迅速に救急現場に送り込み、速やかに治療等を開始することにより、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
へき地診療所運営費補助事業	市町村が設置したへき地診療所の運営費に対して支援を行う。 (補助率:国2/3)
へき地診療所整備事業	市町村が設置したへき地診療所の施設整備や医療機器等の設備整備に対して支援を行う。 (補助率:国1/2)
へき地患者輸送車整備事業	市町村が行うへき地患者輸送車の整備に対して支援を行う。 (補助率:国1/2)

3 集落の整備

事業名	事業内容
集落支援員制度	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。
ふくおか地域貢献活動サポート事業	NPOや企業、行政などの多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動に必要な経費に対する補助。
県版空き家バンク活性化事業(再掲)	県内市町村の空き家やまちの魅力について情報を集約し発信するサイト「福岡県版空き家バンク」の取組により、空き家の流通を促進する。
空き家活用サポート体制整備事業(再掲)	空き家の活用・処分について、基本的な情報の提供から、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行う「空き家活用サポートセンター」の運営により、潜在的な空き家の掘り起こしや空き家の利活用の促進を図る。

	(過疎市町村に対する行財政上の援助)
過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)	「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。 (交付率:国10/10) (交付対象経費の限度額:15,000千円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+5,000千円) ②ICT等技術を活用する事業(+10,000千円) 上記(①+②)併用事業(+15,000千円)
(過疎地域持続的発展支援事業) (再掲)	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。 (交付率:過疎市町村…国10/10、県…国1/2) (交付対象経費の限度額:20,000千円)
(過疎地域集落再編整備事業) (再掲)	ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。 (交付率:国1/2以内)
(過疎地域遊休施設再整備事業) (再掲)	過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。 (交付率:国1/3以内) (交付対象経費の限度額:60,000千円)
地域コミュニティ活性化支援事業補助金	地域運営組織等が実施する小さな拠点形成に係る取組に要する経費及び地域コミュニティの運営の負担を軽減するための事業に要する経費について支援。 (補助率:県1/2以内)
小さな拠点形成促進事業補助金	小さな拠点形成のために行う合意形成に向けた話し合い、取組体制の構築、将来計画策定を支援。 (補助率:県1/2以内 ※補助金の上限額:1,000千円)
市町村振興資金貸付事業	市町村等が行う総合的かつ計画的な街づくり、地域づくりに必要な事業について貸し付けを行う。 ・一般分 公共施設の整備のため必要な事業 ・合併市町村まちづくり事業分 合併市町村基本計画に基づいて実施するまちづくり事業
個性ある地域づくり推進事業(移住推進事業)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率:県1/2以内)

4 地域文化の振興等

事業名	事業内容
芸術文化祭開催事業	市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供する。 芸術文化祭では、美術、音楽、茶道など分野別の発表や市町村文化芸術団体がブロック毎に連携して取り組む文化イベントの開催、子どもを対象に文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するなど多彩な事業を展開する。
文化芸術イノベーションアカデミー事業費	県内各地域における文化芸術活動を活性化するため、市町村や公立文化施設の職員を対象とした研修会「文化芸術イノベーションアカデミー」を開催し、県民に一番身近な文化芸術活動の拠点である市町村において、その中核を担う人材の育成を図る。
特別支援学校等芸術鑑賞事業	芸術文化に接する機会が少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術文化に対する理解と関心を高めてもらうため、県内の芸術文化団体の派遣及び公演を実施する。 (大牟田市:大牟田市立大牟田特別支援学校、嘉麻市:嘉穂特別支援学校、川崎町:川崎特別支援学校、築上町:築城特別支援学校)
舞台芸術感動体験事業	広く県内の小・中学校に本物の(質の高い)舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、県内の優れた芸術団体による大規模な公演を実施する。

世界文化遺産保存活用事業	<p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、地元と連携して遺産の着実な保存を図るとともに、その魅力や価値を分かりやすく伝えるための環境整備を進める。</p> <p>各構成資産を周遊するイベントの実施、県内各地域での展覧会の開催等を通じて、遺産群の価値の理解と来訪を促進する。</p>
--------------	--

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保

事業名	事業内容
<p>(1)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>居宅・施設サービス基盤整備事業</p> <p>シルバー人材センターの設置促進及び事業の拡充</p> <p>生涯現役社会推進事業</p> <p>障がい者支援</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>福岡県地域密着型施設等整備補助事業</p>	<p>福岡県高齢者保健福祉計画及び各地域の特性に応じて作成された市町村計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の居宅サービスの充実や、特別養護老人ホーム等の施設の整備を行うとともに、健康づくりや介護予防の推進、認知症高齢者等への支援及び高齢者の権利擁護を含めた総合的な保健・福祉サービスを提供する。</p> <p>高齢者に対して、ライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を提供することにより、高齢者の就業機会の増大や社会参加の推進を図る。</p> <p>高齢者のための総合支援拠点「福岡県生涯現役チャレンジセンター」を中心に、年齢に関わりなく働ける企業を拡大するとともに、再就職支援、派遣やシルバー人材センターといった高齢者のニーズに応じた多様な就労を支援する。また、高齢者のNPO・ボランティア団体の活動や地域活動、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスへの参加等を支援する。さらに、高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、地域における子育て支援を推進するとともに、高齢者の活躍の場の拡大に取り組む。</p> <p>障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉サービスの充実、障がいのある人の収入の向上等、障がい福祉施策の推進を図る。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動への障がいのある人の参加機会の拡大、建築物、道路、公共交通機関等のバリアフリー環境の整備等を推進する。</p> <p>福岡県高齢者保健福祉計画及び各地域の特性に応じて作成された市町村計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営めるよう、地域密着型特別養護老人ホームや、認知症高齢者グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護看護等の地域密着型の高齢者福祉施設等の整備を補助するもの。</p>
<p>(2)子育て環境の確保</p> <p>「子育て応援の店」推進事業</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>高齢者子育て支援推進事業</p> <p>幼児教育や保育サービスの量の拡大と質の向上</p> <p>放課後児童クラブの量の拡大と質の向上</p> <p>ママと女性の就業支援センター事業</p> <p>子育て応援宣言企業推進</p> <p>福岡県子どもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業(再掲)</p>	<p>社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図る。</p> <p>地域の実情に応じ、充実した支援を提供するとともに、安心して子育てができる環境づくりを整備する。</p> <p>高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、地域における子育て支援を推進するとともに、高齢者の活躍の場の拡大に取り組む。</p> <p>認定こども園や保育所等への施設型給付による財政支援や保育所等の整備を支援する。また、保育士資格保有者届出制度の創設や再就職支援を行い、離職防止のための職場環境の改善を図るとともに、保育に従事する職員への研修を行い、専門性の向上を図る。</p> <p>放課後児童クラブの整備や運営を支援する。また、放課後児童クラブに従事する職員への研修を行い、支援員の認定及び資質の向上を図る。</p> <p>子育て中の女性等を対象に、就職相談から求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行う。</p> <p>企業の経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と子育ての両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進する。</p> <p>若年世帯又は子育て世帯が購入した「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅や、これから同居する親世帯の持家に行うリノベーション工事に係る費用の一部の補助を行う。</p>

(過疎市町村に対する行政財政上の援助) 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する市町村に必要な経費を助成する。
妊婦健診・分娩時にかかる交通費等支援	遠方の産科医療機関等での妊婦健診や分娩取扱施設での出産を行う必要がある妊婦の経済的負担を軽減するための支援の充実に図ります。

6 教育の振興

事業名	事業内容
学校教育関連施設の整備	県立学校施設(校舎等)の改修、改築等。
へき地・小規模校教育の充実	学校の実情を踏まえ、複式学級や中学校における免許教科外担当を解消する。
ICTを活用した教育推進事業	学校におけるICT環境の整備を進め、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、教員のICT活用指導力向上に関する研修等を行う。
公民館地区別研修会	県内8地区における、公民館活動の振興を目的とした研修会を実施する。
社会教育関係団体体育成事業	県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト福岡県連盟、県PTA連合会等、団体への活動支援を実施する。
地域学校協働活動事業	地域と一体となって子どもの成長と学校を支える体制を整備する。
地域活動指導員設置事業	県内58市町村に地域活動指導員を配置し、体験活動の充実に図る。

Ⅲ くらしと産業を支える社会基盤の整備

1 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名	事業内容	市町村名	
(1)国道、県道及び市町村道の整備			
国道 (知事管理分)	改良舗装		
	322号	W= 10.0m L= 2,650m	嘉麻市
	322号	W= 23.5m L= 13,000m	香春町・大任町
	442号	W= 11.5m L= 2,100m	八女市
	442号	W= 10.0m L= 620m	八女市
	443号	W= 16.0m L= 1,780m	柳川市
	443号	W= 25.0m L= 2,500m	柳川市
	496号	W= 7.0m L= 1,900m	みやこ町
	500号	W= 7.0m L= 580m	東峰村
	歩道・自歩道設置		
	211号	歩道設置 L= 1,360m	東峰村
	322号	歩道設置 L= 245m	田川市
	322号	歩道設置 L= 460m	嘉麻市
	386号	自歩道設置 L= 330m	朝倉市
県道	改良舗装		
	南関大牟田北線	W= 8.0m L= 3,200m	大牟田市
	大牟田高田線	W= 11.0m L= 750m	大牟田市
	大牟田川副線	W= 10.0m L= 3,200m	柳川市
	橋本辻町線	W= 10.5m L= 630m	柳川市

	久留米柳川線	W= 13.0m	L= 1,210m	柳川市
	枝光今古賀線	W= 7.5m	L= 520m	柳川市
	小竹穎田線	W= 10.5m	L= 1,360m	飯塚市
	大分太郎丸線	W= 10.0m	L= 270m	飯塚市
	田川直方線	W= 17.0m	L= 4,300m	田川市・大任町
	八女香春線	W= 10.5m	L= 500m	八女市
	八女香春線	W= 9.5m	L= 1,620m	八女市
	田主丸黒木線	W= 6.6m	L= 860m	八女市
	唐尾広川線	W= 14.5m	L= 2,000m	八女市
	湯辺田瀬高線	W= 11.0m	L= 1,000m	八女市
	浮羽石川内線	W= 5.0m	L= 4,170m	八女市
	湯辺田八女線	W= 7.5m	L= 960m	八女市
	殖木入地甘木線	W= 10.0m	L= 250m	朝倉市
	八女香春線	W= 10.5m	L= 450m	朝倉市
	長栖高橋線	W= 7.5m	L= 850m	朝倉市
	八女香春線	W= 6.0m	L= 720m	東峰村
	豆田稲築線	W= 12.0m	L= 280m	嘉麻市
	千手馬見線	W= 7.0m	L= 3,800m	嘉麻市
	八女瀬高線	W= 10.5m	L= 240m	みやま市
	高田山川線	W= 15.0m	L= 1,800m	みやま市
	湯辺田瀬高線	W= 10.0m	L= 2,070m	みやま市
	江浦瀬高線	W= 6.0m	L= 500m	みやま市
	小竹穎田線	W= 12.0m	L= 680m	小竹町
	直方鞍手線	W= 14.5m	L= 720m	鞍手町
	直方鞍手線	W= 11.25m	L= 500m	鞍手町
	新延植木線	W= 12.0m	L= 550m	鞍手町
	英彦山香春線	W= 7.0m	L= 750m	添田町
	行橋添田線	W= 10.5m	L= 1,330m	大任町・赤村
	添田赤池線	W= 7.5m	L= 590m	福智町
	添田赤池線	W= 7.5m	L= 880m	糸田町
	添田赤池線	W= 7.5m	L= 1,690m	糸田町
	添田赤池線	W= 8.0m	L= 240m	糸田町
	福土吉富線	W= 5.0m	L= 1,200m	上毛町
	野地塔田線	W= 10.5m	L= 500m	上毛町
	寒田下別府線	W= 9.5m	L= 1,300m	築上町
	下深野犀川線	W= 9.5m	L= 900m	みやこ町
	節丸新田原停車場線	W= 10.0m	L= 800m	みやこ町
	長尾稗田平島線	W= 10.0m	L= 560m	みやこ町
	豊津椎田線	W= 10.0m	L= 130m	みやこ町
	今任原奈良線	W= 18.0m	L= 840m	田川市
	(都市計画道路中央団地会社町線)			
	柳川城島線	W= 18.0m	L= 650m	柳川市
	(都市計画道路三橋筑紫橋線)			
	歩道・自歩道設置			
	金田夏吉伊田線	歩道設置	L= 400m	田川市
	八女香春線	歩道設置	L= 330m	添田町
	水田大川線	歩道設置	L= 200m	柳川市
	大牟田川副線	歩道設置	L= 140m	柳川市
市町村道 (過疎代行業業)	なし			
(2)農道、林道の整備				
農道事業	地域の農道網の基幹となる農道の新設又は改良を行う。 一般農道整備事業 拡幅 なし			

林道 (過疎代行業業)	新設 千々谷～滝の脇線 W= 4.0m L= 1,690m 剣持～蚪道線 W= 4.0m L= 6,332m 室園～浦谷線 W= 5.0m L= 3,730m 熊ヶ畑・安真木線 W= 4.0m L= 1,019m 五駄・土師山線 W= 4.0m L= 1,639m 豊前坊線 W= 5.0m L= 156m 畑・無田線 W= 5.0m L= 2,470m 国見山線 W= 4.0m L= 525m	八女市 八女市 八女市 嘉麻市・川崎町 東峰村 添田町 添田町 築上町		
(過疎市町村に対する行政上の援助)				
林道事業	効率的な林業経営、森林の適正な管理、生活環境の改善及び地域産業の振興を図るため、市町村等が実施する林道事業に対し補助する。 ・林道開設 (補助率:国4.5/10~5/10 県0.5/10) ・林道改良 (補助率:国3/10~5/10 県0.5/10、1/10) ・林道舗装 (補助率:国1/3~1/2 県0.5/10、1/10) ・県単林道 (補助率:県4/10) ・地域活性化事業 (補助率:県1/10) ・林道点検、診断、保全 (補助率:国1/2 県0.5/10)			
(3)港湾及び離島航路の整備				
社会資本整備総合交付金(港湾関係)	三池港 三池港	四山地区 内港南地区	緑地整備 小型船だまり整備	大牟田市 大牟田市
防災安全交付金(港湾関係)	三池港 三池港 大牟田港 芦屋港	内港北地区 船渠地区	防砂堤改良 閘門改良 緑地運動公園整備 航路改良	大牟田市 大牟田市 大牟田市 芦屋町
離島航路運航確保対策	離島航路の維持改善を図るため、航路運営上生じるやむを得ない欠損に対し、国と協力して航路事業者に補助を行う。		宗像市(旧大島村の区域)	
(4)交通手段の確保対策				
地方バス運行確保対策	地域公共交通の確保を図るため、コミュニティバスの充実等に係る取組を支援する。 ・市町村が行うコミュニティバスの運行欠損額等に対する補助 ・事業者が行う幹線的な路線バスの運行欠損額等に対する補助 ・路線バスを含む福岡県公共交通利用促進キャンペーンの実施			
鉄道整備促進対策	地域公共交通の確保を図るため、鉄道の安全対策等に係る取組を支援する。 ・地域鉄道事業者が行う安全施設整備(レール交換等)に対する補助 ・地域鉄道事業者が行う鉄道車両法定点検費用、老朽化した車両の更新等に対する補助			
交通空白解消集中対策費	市町村間の広域調整や伴走支援により、市町村の交通空白解消の取組を促進する。 ※令和8年度終了予定			
地域公共交通運転手確保対策費	地域公共交通の維持・確保を図るために、バス・タクシー運転手の確保に向けた事業者支援や合同会社説明会を実施する。 ※令和8年度終了予定			

2 生活環境の整備

事業名	事業内容
矢部川流域下水道事業	矢部川水系の水質保全と、矢部川流域の3市1町の生活環境改善を目的に、平成9年度から事業展開中。 八女市・みやま市
遠賀川中流流域下水道事業	遠賀川水系の水質保全と、遠賀川中流域2市1町の生活環境改善を目的に、平成11年度から事業展開中。 小竹町
遠賀川下流流域下水道事業	遠賀川水系の水質保全と、遠賀川下流域1市3町の生活環境改善を目的に、平成7年度から事業展開中。 鞍手町
高田海岸 海岸高潮対策事業	高田海岸の堤防の高さを嵩上げすることにより、高潮等の被害から背後地を保全するもの。 みやま市

三池港海岸 港湾海岸高潮対策事業	三池港海岸の堤防の高さを嵩上げすることにより、高潮等の被害から背後地を保全するもの。 大牟田市
大牟田港海岸 海岸メンテナンス事業	大牟田港海岸は堤防の老朽化が進んでおり、補修することで崩壊を防止し、背後地を保全するもの。 大牟田市
柳川海岸 海岸保全施設整備連携事業	柳川海岸の堤防の高さを嵩上げすることにより、高潮等の被害から背後地を保全するもの。 柳川市
都市公園事業 (再掲)	スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ、地域の振興に資する公園の整備を推進する。 筑後広域公園 みやま市
ごみ減量化促進対策事業	3Rについて知識と経験を有するものを「3Rの達人」として登録し、学習会等に派遣するなど、3Rに関する普及啓発を行う。
県版空き家バンク活性化事業	県内市町村の空き家やまちの魅力について情報を集約し発信するサイト「福岡県版空き家バンク」の取組により、空き家の流通を促進する。
空き家活用サポート体制整備事業	空き家の活用・処分について、基本的な情報の提供から、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行う「空き家活用サポートセンター」の運営により、潜在的な空き家の掘り起こしや空き家の利活用の促進を図る。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
浄化槽設置整備事業	公共下水道等の未整備地域における生活排水対策を推進するため、浄化槽の設置者に対して設置費用の助成を行っている市町村を対象に助成する。 (交付(補助)率:国 事業費の1/3又は1/2 県 事業費の1/3又は1/2)
浄化槽市町村整備推進事業	生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業を対象に助成する。 (交付(補助)率:国 事業費の1/3又は1/2 県 事業費の7.5%)
個別排水処理施設整備事業	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集散的に処理することが適切でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、市町村が公営企業として地方単独事業により個別浄化槽の整備を行う事業で、1事業年度で原則として10戸以上20戸未満の住宅等について整備するものを対象に助成する。 (補助率:県 事業費の7.5%)
小規模集合排水処理施設整備事業	市町村が汚水等を集散的に処理する施設であって、処理対象戸数が原則として2戸以上20戸未満の小規模なものを地方単独事業により実施するものを対象に助成する。 (補助率:県 事業費の7.5%)
農業集落排水事業	農業集落における、し尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設を整備しようとする市町村に対し補助金を交付する。 (補助率:国 50%、県 7.5%以内) 南良津・新山崎地区 朝倉地区 小竹町 朝倉市(旧朝倉町の区域)

福岡県行政資料	
分類記号 CD	所属コード 4230011
登録年度 07	登録番号 0002